

第4次三豊市男女共同参画プラン

— 素案 —

令和4（2022）年12月13日

香川県 三豊市

～ 目 次 ～

第1章 プランの策定にあたって	1
【1】プラン策定の社会的背景	1
【2】プラン策定の趣旨	2
【3】男女共同参画に関する社会の動き	2
1 国際社会における男女共同参画の動き	2
2 国の動き	3
3 県の動き	5
第2章 プランの概要	6
【1】プランの位置付け	6
【2】プランの期間	7
【3】プランの策定体制	7
1 策定体制	7
2 各種調査の実施	7
第3章 プランの基本的な考え方	8
【1】基本理念と基本目標	8
1 基本理念	8
2 基本目標と基本施策	8
【2】施策の体系	9
【3】重点的に取り組むべき事項	10
重点事項1 あらゆる暴力の根絶	11
重点事項2 教育等を通じた男女の意識改革・理解の促進	13
重点事項3 働き方改革の推進	15
第4章 施策の展開	16
【基本目標Ⅰ】人権の尊重	16
1 誰もが人権を尊重する社会の実現	16
2 あらゆる暴力を根絶する社会づくり（DV防止市町村基本計画） 重点	19
【基本目標Ⅱ】意識の改革	25
3 男女共同参画の意識づくり	25
4 自分らしさを育む学びの場の充実 重点	28
【基本目標Ⅲ】参画の推進（女性活躍推進計画）	32
5 女性の活躍を推進する環境づくり 重点	32
6 ワーク・ライフ・バランスの推進 重点	40
7 地域における女性活躍の場の拡大	46

【基本目標Ⅳ】 自立の支援 -----	50
8 地域共生社会を目指すまちづくり-----	50
9 生涯にわたる健康づくりへの支援-----	53
第5章 プランの推進にあたって -----	未
【1】 庁内の推進体制-----	未
【2】 プランの周知と市民意見の適切な反映 -----	未
資料編-----	未
【1】 男女共同参画を取り巻く三豊市の現状データ -----	未
【2】 関連資料 -----	未

第1章 プランの策定にあたって

【1】プラン策定の社会的背景

我が国においては、総人口の減少や少子高齢化の進行を背景に、地域の過疎化や国内消費の減少、社会保障費の増加、さらには新型コロナウイルス感染症の拡大による経済への影響などが長期的な課題となっています。そのような中、ICT（情報通信技術）の急速な進化や社会全体のDX^{※1}の取組が加速する中、働き方改革の推進をはじめ女性の活躍の場の充実など、社会の持続的な発展に向けた様々な取組が推進されています。

地域においては、今後、移住、定住の促進や結婚、出産、子育てしやすい環境づくり、一人一人が生きがいを持って社会で活躍できる環境づくりなど、誰もが安心して住みやすく、持続可能なまちづくりを進めていくことが求められています。

また、国においては、これまで年金や医療、介護など高齢者を重視してきた社会保障制度の在り方を見直し、子育て支援など、現役世代を含む「全世代」に恩恵が届くようにする「全世代型社会保障」が議論されています。その議論においては、現状、育児休業の利用率が低い男性が育児休業を取得しても、そのキャリアや給与に影響を及ぼさない方針を検討するなど、制度改善の方針が示されています。

一方で、企業等における管理職等政策・方針決定過程に就く女性の割合は、課長相当職で1割程度と依然として低く^{※2}、女性が結婚や妊娠、出産といったライフステージの転機における退職の慣行など、働く女性の力が十分に生かされていない現状もうかがえます。

また、大学生の分野別進路状況をみると、工学分野に占める女性比率は2割未満で、理学分野も約3割にとどまっているなど^{※3}、理系分野に占める女性の比率は低迷しています。

働く場をはじめ、家庭や地域社会、教育などあらゆる場において、性別にかかわらず誰もがその能力を十分に発揮できる環境づくりに向けて、男女共同参画の取組を継続的に推進することは極めて重要です。

※1 【DX（Digital Transformationの略）】 デジタル技術の有効な活用を図り、新たな価値を生み出すこと。

※2 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」の結果を基に内閣府が算定した数値（令和元（2019）年）

※3 内閣府調べ（令和3（2021）年度）（「工学」15.2%、「理学」30.2%）

【2】プラン策定の趣旨

本市では、平成 20（2008）年 3 月に「第 1 次三豊市男女共同参画プラン」を策定し、平成 25（2013）年には「第 2 次三豊市男女共同参画プラン」を策定しました。平成 28（2016）年には「三豊市男女共同参画推進条例」を制定し、平成 30（2018）年には、その条例の理念を踏まえた「第 3 次三豊市男女共同参画プラン（以下「第 3 次プラン」という。）」を策定しました。この度、第 3 次プランの計画期間満了に伴い、新たな「第 4 次三豊市男女共同参画プラン（以下「本プラン」という。）」を策定します。

本プランは、国や県の計画との整合を図るとともに、市民等を対象としたアンケート調査結果から得られた現状や課題を踏まえ、三豊市の将来を見据えたより実効性のあるプランを目指して策定しています。

【3】男女共同参画に関する社会の動き

1 国際社会における男女共同参画の動き

令和 4（2022）年 9 月、タイのバンコクにおいて A P E C 「女性と経済フォーラム^{※1}」が、対面及びテレビ会議のハイブリッド形式で開催され、テーマとして「女性の経済的自立の確立」が議論されました。また、令和 4（2022）年 6 月には、ドイツのエルマウにおいて G 7 サミットが開催され、その首脳宣言では、全ての政策分野に一貫してジェンダー平等を主流化させることを追求するなど、ジェンダー平等の達成に向けた進捗を継続的に監視する仕組みの導入などについて言及されています。

平成 27（2015）年 9 月に、国連サミットにおいて採択された「SDGs（Sustainable Development Goals／持続可能な開発目標）」の 17 のゴールのうち、5 番目のゴールでは「ジェンダーの平等を達成し、全ての女性と女児のエンパワーメントを図る」という目標が掲げられています。2030 年までに、政治、経済分野をはじめ、公共分野におけるあらゆる意思決定の場において、完全で効果的な女性の参画と平等なリーダーシップの機会を確保することが、その目標とされました。我が国を含む国際社会が協力して、その達成に向けた取組が進められています。

一方で、令和 4（2022）年 7 月に発表された「ジェンダー・ギャップ指数^{※2}」では、我が国は 146 か国中 116 位と、O E C D 加盟諸国の中でも非常に低い順位となっており、特に「政治」や「経済活動」の分野における男女間格差が目立っています。我が国の順位は、過去の推移をみても低い順位にあり、取り組むべき課題は依然として多いことがうかがえます。

※1 APEC 域内の男女共同参画担当大臣が一堂に会する会合のこと。

※2 【ジェンダー・ギャップ指数】スイスのジュネーブに本部を置く「世界経済フォーラム」が、各国内の男女間の格差を数値化し、順位付けた指数のこと。経済、教育、健康、政治の分野別の男女比を基に算出する。



2 国の動き

(1) 第5次男女共同参画基本計画

国においては、令和2（2020）年12月に「第5次男女共同参画基本計画」が閣議決定されました。この計画では、経済や社会的背景、国際情勢の変化を踏まえ「男女共同参画社会基本法」が目指す社会の形成を促進することはもとより、従来の「昭和の働き方」とも言われている「男性中心型の労働慣行」から脱却し、女性が健康的に活躍できる社会を、目指すべき社会として位置付けています。計画の基本的な視点については次表のとおりです。

「第5次男女共同参画基本計画」における基本的な視点

- ・ あらゆる分野における、男女共同参画・女性活躍の視点の常時確保と施策への反映
- ・ 指導的地位に占める女性の割合を 2020年代の早期に30%程度となるよう目指す
- ・ 男女共同参画や女性活躍の視点を家庭や地域などの生活の場全体に拡大
- ・ 人生100年時代を見据えた取組
- ・ AIやIoT等科学技術の発展に男女が共に寄与し、男女共同参画に資する形で進むこと
- ・ 女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた取組の強化
- ・ 女性が安心して暮らせるための環境の整備
- ・ 男女共同参画の視点による防災・復興対策の浸透
- ・ 地域における様々な主体が連携・協働する推進体制のより一層の強化
- ・ 男女共同参画社会の形成を牽引する人材の育成

(2) 女性活躍・男女共同参画の重点方針 2022 (女性版骨太の方針 2022)

令和4(2022)年6月、内閣府男女共同参画局の「すべての女性が輝く社会づくり本部」及び「男女共同参画推進本部」において「女性活躍・男女共同参画の重点方針 2022 (女性版骨太の方針 2022)」が策定されました。

策定の趣旨は、昭和の時代に形作られた各種制度や男女間の賃金格差を含む労働慣行、固定的な性別役割分担意識など、構造的な問題をはじめ、人生100年時代を見据えた女性の人生と家族の姿の多様化などを背景に、国の「第5次男女共同参画基本計画」を着実に実行するために、重点的に取り組む事項を定めることとしています。

基本的な考え方については、次表のとおりです。

「女性版骨太の方針 2022」における基本的な考え方
<u>I 女性の経済的自立</u>
・ 女性のデジタル人材やリカレント教育などを通じた男女間賃金格差への対応、地域におけるジェンダー・ギャップの解消、アンコンシャスバイアス [※] の解消、女性の視点を踏まえた社会保障制度、ひとり親支援・・・など
<u>II 女性が尊厳と誇りを持って生きられる社会の実現</u>
・ 性被害、性暴力対策、DV防止対策及びハラスメント防止対策の強化、困難な問題を抱える女性への支援・・・など
<u>III 男性の家庭・地域社会における活躍</u>
・ 男性の育児休業取得の強力な推進、長時間労働慣行の是正、テレワーク等多様な働き方の促進、男性の育児参画を促進するインフラの整備（ベビーチェア等の男性トイレへの設置促進など）、相談窓口の拡大・・・など
<u>IV 女性の登用目標達成（第5次男女共同参画基本計画の着実な実行）</u>
・ 政治分野における男女共同参画の推進、男女問わず働きやすい環境整備、女性役員比率の向上、理工系を目指す女子学生への支援・・・など

※【アンコンシャスバイアス】無意識の偏ったものの見方、思い込みのこと。例えば「男は外で働き、女は家庭を守るべきである」といった固定的な性別役割分担意識など。

3 県の動き

香川県においては、令和3（2021）年10月に「第4次かがわ男女共同参画プラン」が策定されました。

この計画では「男女の人権の尊重」「社会における制度又は慣行が、男女の活動の自由な選択に影響を及ぼさないための配慮」「政策等の立案及び決定への共同参画」「家庭生活における活動と他の活動の両立」の四つを基本理念としているとともに、SDGsの理念である「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指しています。

また、三つの基本目標と13項目の重点目標を掲げ、施策の展開を図っています。

「第4次かがわ男女共同参画プラン」が目指す方向

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくりの推進

- 1 男女共同参画の視点に立った意識の改革、社会制度・慣行の見直し
- 2 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実
- 3 国際的視点に立った男女共同参画の推進

基本目標Ⅱ あらゆる分野における女性の活躍の推進

- 4 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
- 5 新しい働き方の推進等による仕事と生活の調和の実現
- 6 働く場における女性の活躍推進
- 7 農林水産業における男女共同参画の推進
- 8 地域における男女共同参画の推進
- 9 科学技術・学術における男女共同参画の推進

基本目標Ⅲ 安全・安心に暮らせる社会の実現

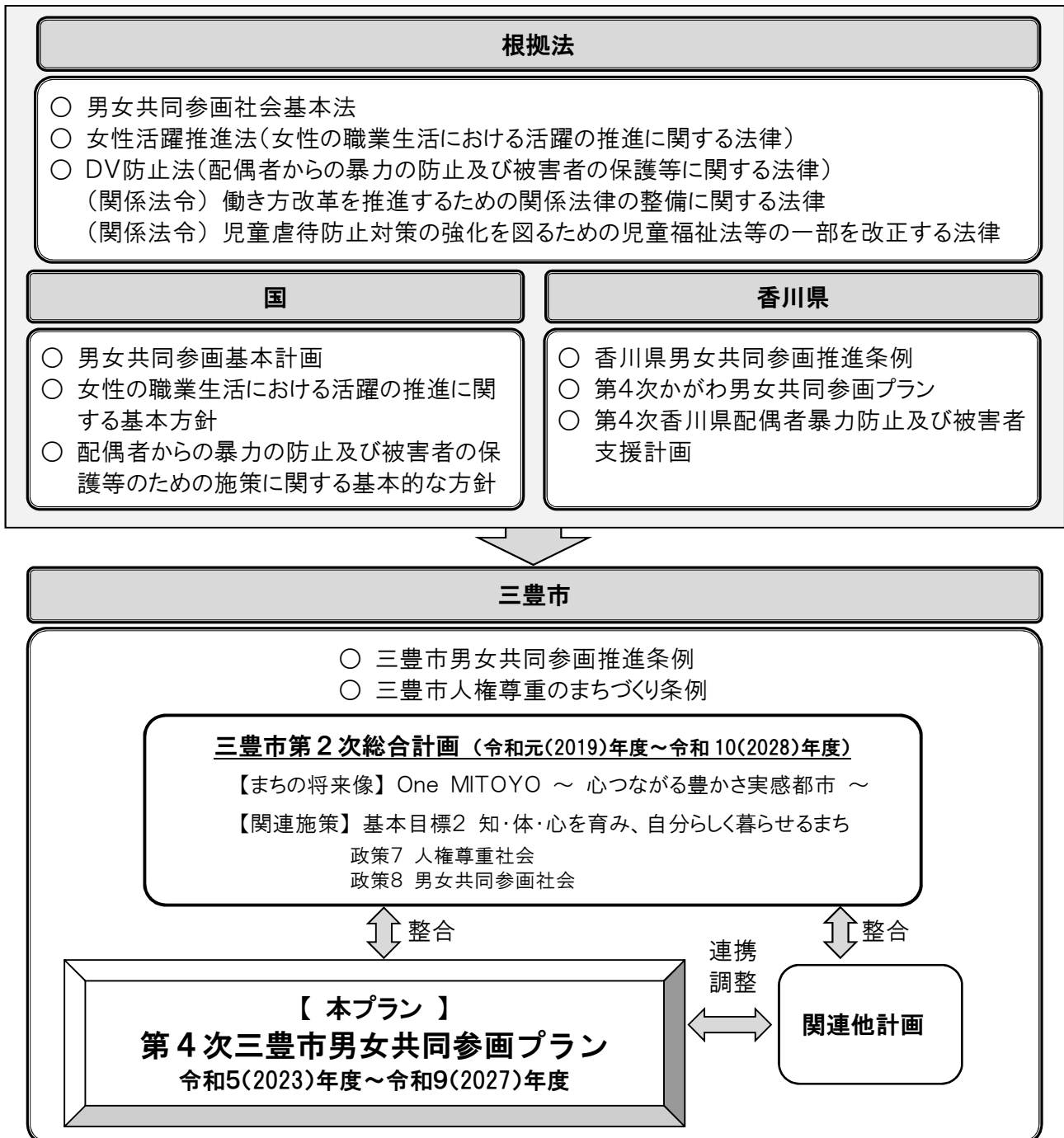
- 10 防災における男女共同参画の推進
- 11 女性へのあらゆる暴力の根絶
- 12 生涯を通じた健康支援
- 13 困難を抱えたあらゆる女性等への支援と多様性を尊重する環境の整備

第2章 プランの概要

【1】プランの位置付け

本プランは「男女共同参画社会基本法」に規定される「市町村男女共同参画計画」であり、国や県の計画との整合を図り、本市の実情に応じた男女共同参画の取組を推進するための、総合的かつ具体的な計画です。

また、本プランは「DV防止法（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律）」に基づく「市町村基本計画」及び「女性活躍推進法（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律）」に基づく「市町村推進計画」としての性格を併せ持つプランとして位置付けます。



【2】プランの期間

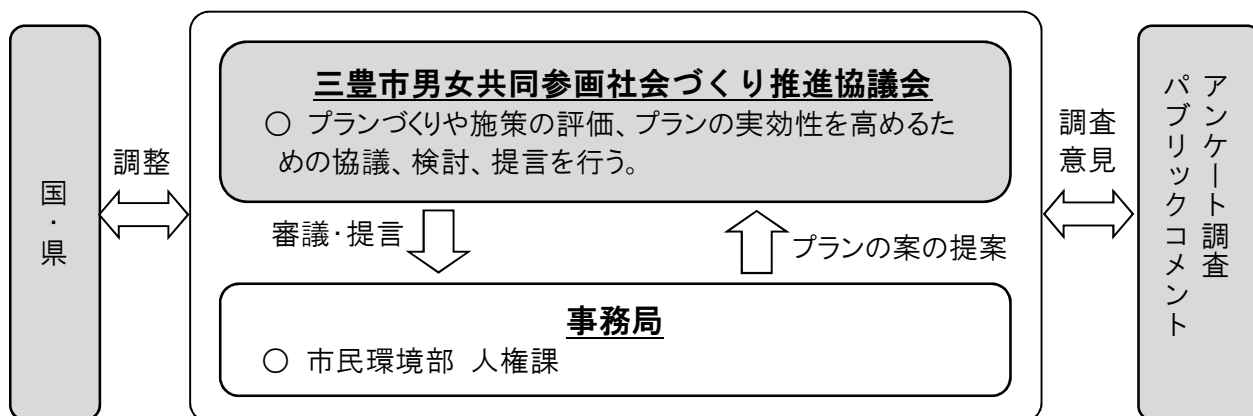
本プランの期間は、令和5（2023）年度から令和9（2027）年度までの5年間です。

本プランの施策・事業の推進状況については、毎年、点検を行うとともに、社会情勢の変化や制度等の改正、本市の現状の変化等により、適宜見直しを行う場合があります。

【3】プランの策定体制

1 策定体制

本プランの策定にあたっては、アンケート調査等を通じて、市民や市内事業所、高校生の実態や意見等を把握するとともに、学識経験者や各種団体の関係者から構成される「三豊市男女共同参画社会づくり推進協議会」において、本プランの内容についての協議、検討を行いました。また、プランの案についてのパブリックコメント（意見公募）により、幅広く意見を募りました。



2 各種調査の実施

プランの策定にあたって、市民、事業所及び高校生を対象としたアンケート等の調査を実施しました。

区分	市民	事業所		高校生
調査名称	男女の働き方や生活についてのアンケート調査	男女の働き方や生活についての事業所アンケート調査	男女共同参画に関する事業所ヒアリング調査	男女の働き方や生活についての高校生アンケート調査
調査対象	18歳以上の市民	市内に所在する事業所	事業所アンケート調査回答事業所	市内の高等学校に在学する生徒
調査方法	郵送配布～郵送回収及びインターネットによる回答	郵送配布～郵送回収及びインターネットによる回答	対面（訪問）、オンライン、電話	各学校を通して配布、回収（一部Webによる）
調査時期	令和3(2021)年12月	令和3(2021)年12月	令和4(2022)年3月	令和3(2021)年11月～12月
有効回収数／配布数（回収率）	924人※1／2,000人（46.2%）	85件※2／150件（56.7%）	17社	901件／1,053件（85.6%）

※1 インターネットによる回答 205 件を含む

※2 インターネットによる回答 21 件を含む

第3章 プランの基本的な考え方

【1】基本理念と基本目標

1 基本理念

本プランの基本理念については、策定当初から「一人ひとりが自分らしく輝くために」と定め、これまで男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進してきました。

令和元（2019）年3月には、本市の政策の最上位計画である「三豊市第2次総合計画」を策定し、まちの将来像を「One MITOYO ～ 心つながる豊かさ実感都市～」と定めています。その中で、人権や男女共同参画の取組を包含する政策分野の基本目標として「知・体・心を育み、自分らしく暮らせるまち」を掲げています。

これは、多様性を認め合う社会の形成により、全ての人権が守られ、自分らしく暮らせるまちづくりを目指したものです。

策定当初に定めた本プランの基本理念は、この「三豊市第2次総合計画」における基本目標の考え方と整合性を保っていることから、本プランでは、この基本理念を継続し、誰もが人権を尊重し、性別にかかわらずその個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現を目指します。

● 基本理念 ●

一人ひとりが自分らしく輝くために
～ 誰もが住みやすく働きやすいまちへ ～

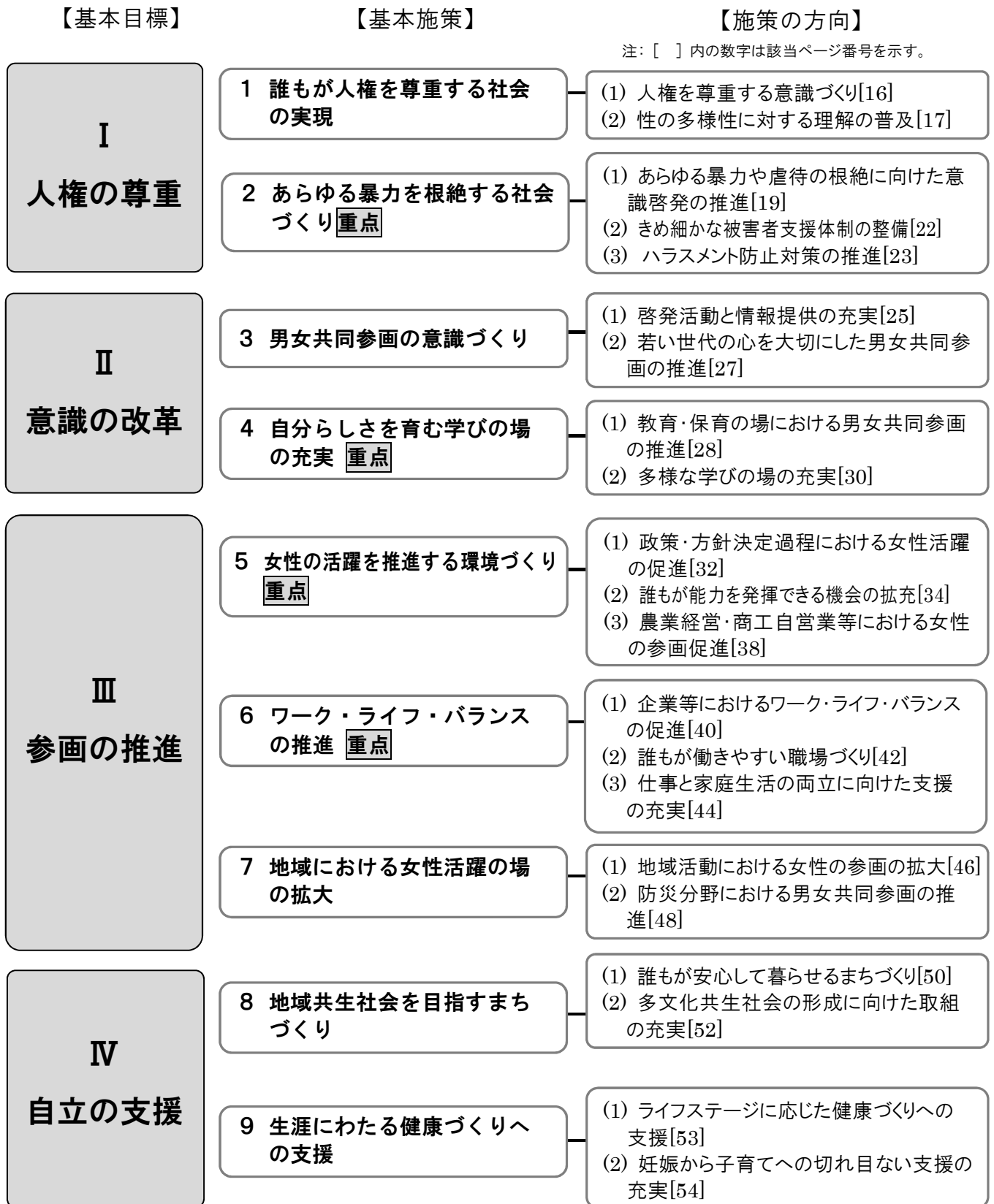
2 基本目標と基本施策

第3次プランにおいては「意識の改革」「参画の推進」「自立の支援」「人権の尊重」という四つの「基本目標」を定め、様々な取組を推進してきました。本プランにおいて、この四つの「基本目標」は「基本理念」と同様、策定当初からの目標として継続します。

その「基本目標」を達成するための施策については、国、県の動きや本市における社会的背景の変化及び現状から読み取れる課題等を踏まえ、新たに9項目の「基本施策」として設定します。9項目の「基本施策」には、それぞれに「施策の方向」を示し個別の取組を推進します。

個別の取組については、これまで実行してきた事業に対して、現状に応じた見直しや新たな事業の追加など、本市の環境の変化に対応した取組を推進します。

【2】 施策の体系



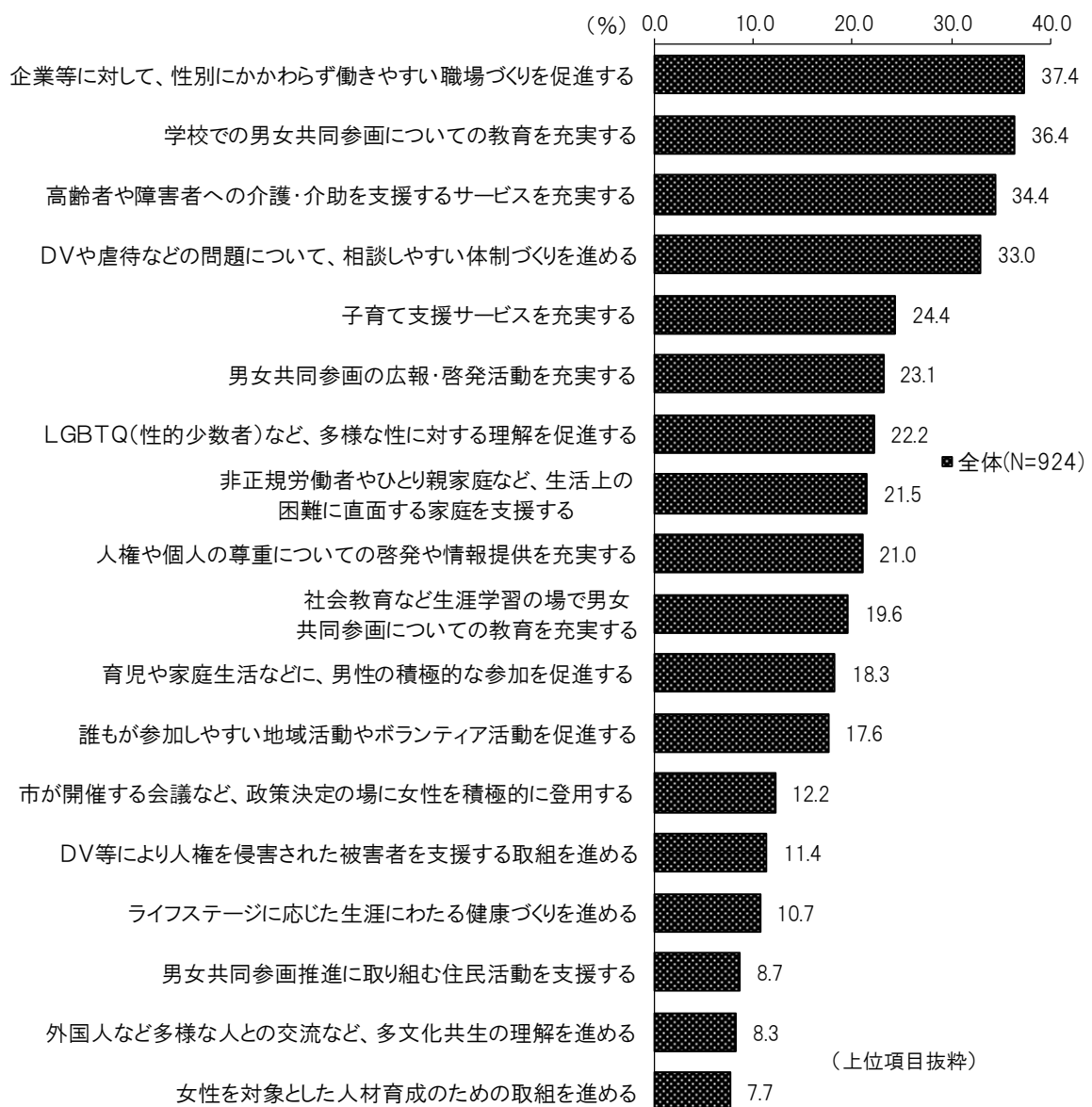
注：[] 内の数字は該当ページ番号を示す。

注： **重点** は後述の「重点的に取り組むべき事項」であることを示す。(以下同様)

【3】重点的に取り組むべき事項

市民アンケート調査結果では、男女共同参画の推進に三豊市が力を入れるべきこととして「企業等に対して、性別にかかわらず働きやすい職場づくりを促進する」の割合が最も高く、次いで「学校での男女共同参画についての教育を充実する」「高齢者や障害者への介護・介助を支援するサービスを充実する」「DVや虐待などの問題について、相談しやすい体制づくりを進める」の順となっています。

男女共同参画の推進に三豊市が力を入れるべきこと(市民アンケート結果)



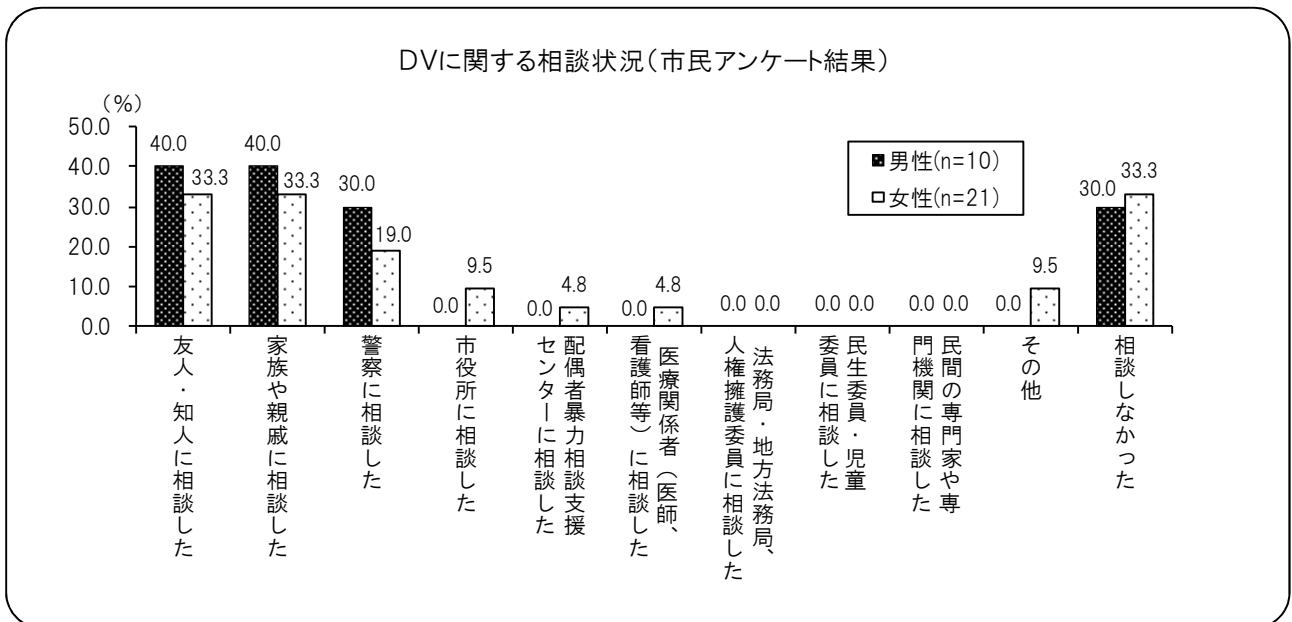
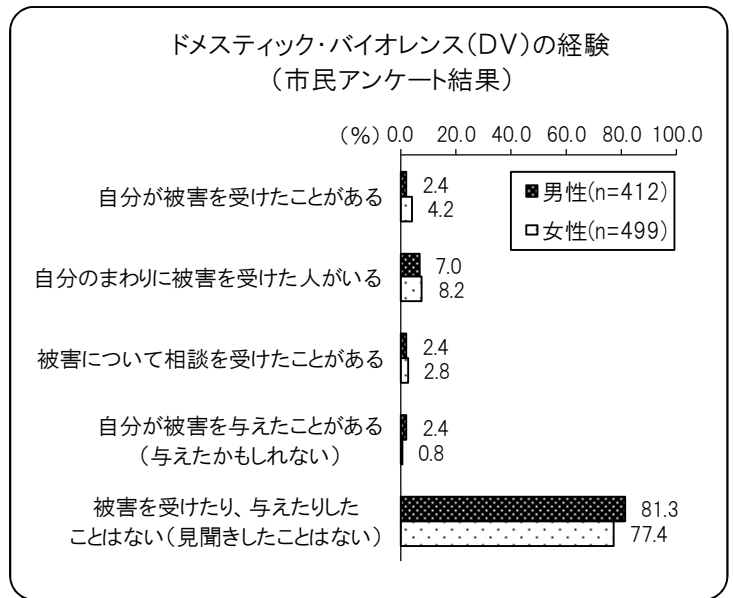
第3次プランにおいては「男女の働き方の改革」「あらゆる人権の尊重」という二つの項目を重点的に取り組むべき事項として位置付け、施策を推進してきました。

本プランでは「基本理念」の実現と「基本目標」の達成に向けて、国や県の動き、社会経済情勢の変化、本市における新たな課題等を踏まえ、次の三つの「重点的に取り組むべき事項」を定めます。

重点事項1 あらゆる暴力の根絶

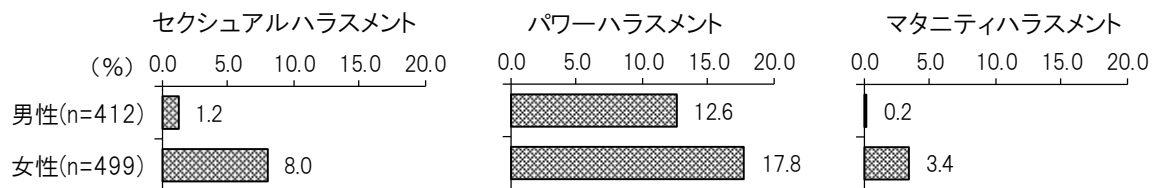
市民アンケート調査結果では、DVについては、女性が被害者となっている割合が相対的に高く、被害について友人や知人、家族や親戚に相談する人は多いものの、むだだと思って相談しなかった、自分さえ我慢すればといった理由で相談しなかった人も多くみられます。

また、DVをなくすためには「相談しやすい環境づくりや窓口の充実」をはじめ「被害者保護やカウンセリングの充実」などが求められています。



ハラスメント行為についても、女性の被害割合が男性を上回っています。

各種ハラスメント「自分が被害を受けたことがある」割合(市民アンケート結果)



高校生アンケートでは、身体的、精神的暴力に加え、勝手にメールを見るなど社会的隔離の被害を受けた生徒も、少ないながらも存在しています。DVに関わっている生徒をどのように発見し、どのように支援していくか、継続的な課題です。

あらゆる暴力を許さない意識づくりに向けて、DV防止に向けた啓発と相談窓口の周知をはじめ、性犯罪やストーカー行為、虐待、インターネット等による性的な嫌がらせやハラスメント行為など、多様化する暴力の防止に向けて、様々な機会を通じた啓発活動の充実が必要です。

特に、若年層に対しては、デートDV等の被害防止に向けて、学校教育の場などにおける教育や意識啓発の強化が必要です。

男女共同参画の推進に三豊市が力を入れるべきことについて「DVなど相談しやすい体制づくり」は、上位に回答されていることから、きめ細かな相談支援体制づくりに向けた取組が必要です。

主な取組目標

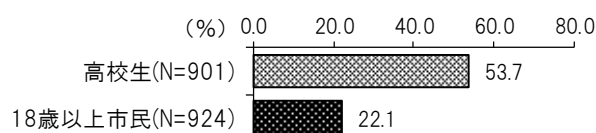
- ・ DV防止に向けた啓発と相談窓口の周知
- ・ ストーカー被害、インターネットによる精神的被害の拡大防止
- ・ 若年層へのデートDV等防止の啓発の強化
- ・ 市・県・医療機関・警察・自治会等の連携による連絡・救済体制の充実
- ・ ハラスメント防止に向けた広報・啓発

重点事項2 教育等を通じた男女の意識改革・理解の促進

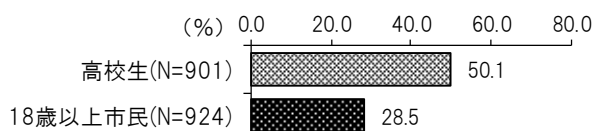
男女の平等意識について、今回の高校生アンケート結果と18歳以上市民を比較すると、高校生では、ほぼ全ての項目で18歳以上市民の平等意識を大きく上回っています。

高校生と18歳以上市民との比較「男女平等になっている」への回答割合

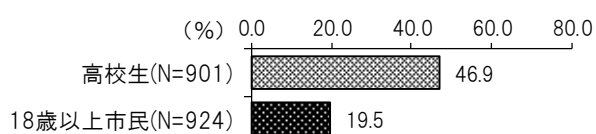
① 家庭生活



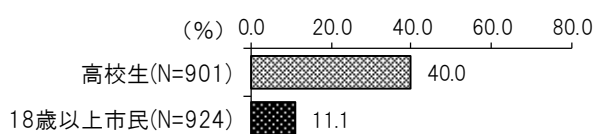
⑤ 法律や制度の上



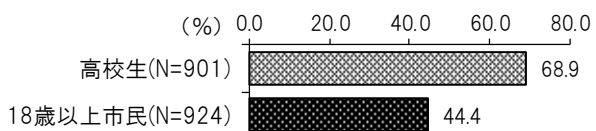
② 自治会やPTAなどの地域活動の場



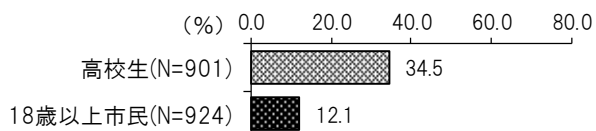
⑥ 社会通念・慣習・しきたりなど



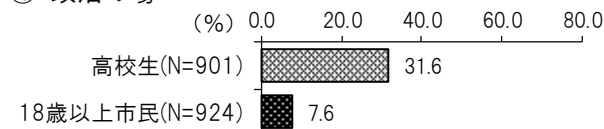
③ 学校教育の場



⑦ 社会全体



④ 政治の場

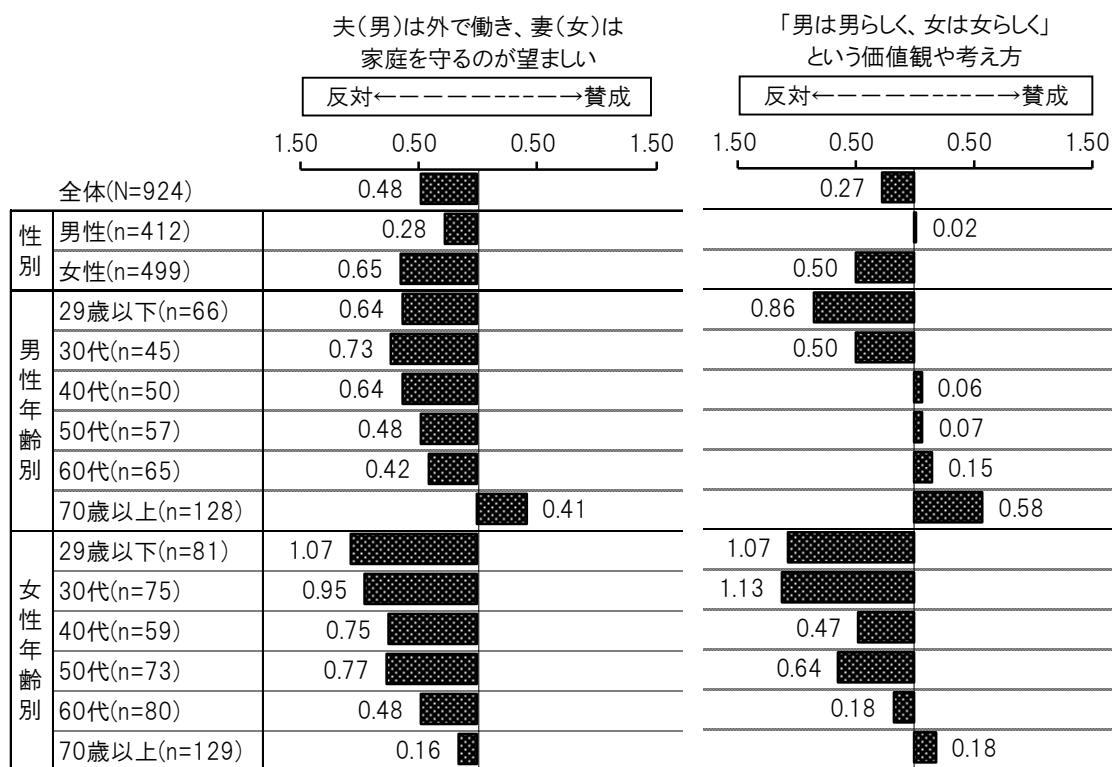


注：「③学校教育の場」について、高校生では「授業・部活・校則・委員会活動等」となっている。

高校生が就職等により社会に出ると、賃金や待遇、昇進や昇格に存在する「男女間の格差」を現実のものとして体験していくことがうかがえます。

今の小学生や中学生、高校生など児童・生徒が、大人になり社会に出て家庭を持ち、子育て中心の時期となる2040年代を見据えた中長期的な目標設定も視野に入れる必要があります。

また、市民アンケート調査結果では、家庭生活と男女の役割について「男は外で働き女は家庭を守るのが望ましい」や「男は男らしく、女は女らしくという価値観や考え方」に代表される「固定的な性別役割分担意識」は、依然として根強く、年齢による差が顕著となっています。男女共同参画に関する年齢などに応じた効果的、継続的な意識啓発への取組が必要です。



注：上記の数値は平均評定値
 平均評定値とは、「賛成」「どちらかといえば賛成」「どちらかといえば反対」「反対」それぞれの回答件数に係数を乗じ、加重平均して算出した値で、グラフ上では左側が反対、右側が賛成を示す指標である。

主な取組目標

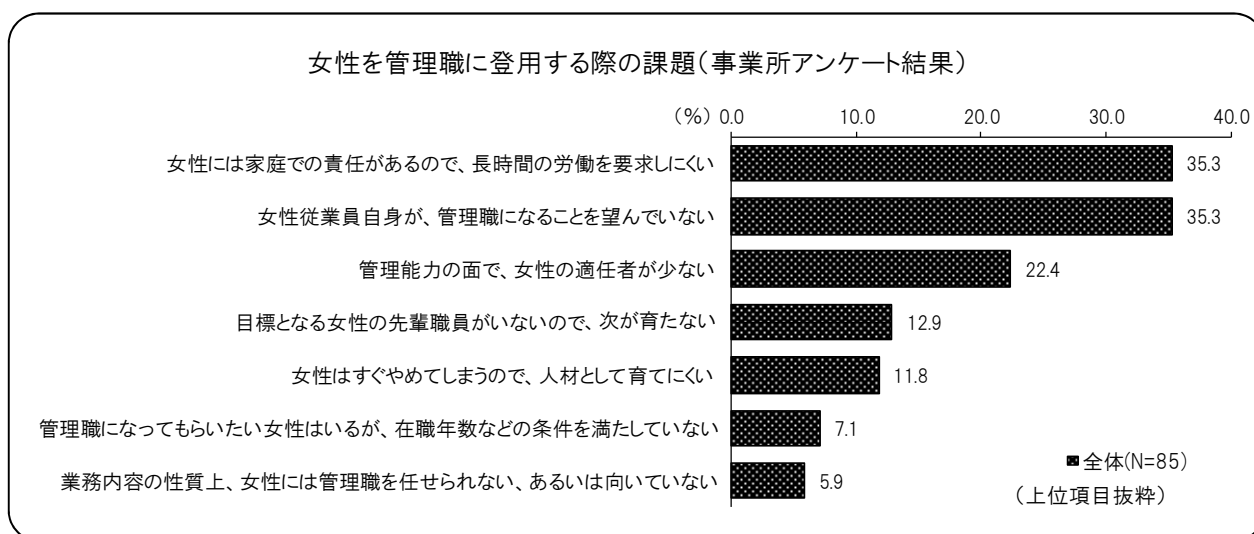
- ・ 学校教育を通じて、男女共同参画に関する理解と認識を深め、積極的に行動しようとする子どもの育成
- ・ 幅広い世代に対する固定的な性別役割分担意識の解消、性差への偏見の解消
- ・ 若い世代の心を大切にされた啓発活動の強化、進路など将来を見据えた意識改革、情報発信の強化
- ・ アンコンシャスバイアスの理解促進

重点事項3 働き方改革の推進

市民アンケート調査では、男女共同参画の推進に三豊市が力を入れるべきこととして「企業等に対して、性別にかかわらず働きやすい職場づくりを促進する」は、最も多く回答されています。

社会での活躍を望む女性に対する様々な阻害要因の排除と、誰もが働きやすい職場環境づくりは、本市における重要な施策として位置付けられます。

また、今回の事業所アンケート調査では、女性の管理職登用については積極的な意識を示す事業所が多くみられましたが「女性には家庭での責任がある」「女性自身が管理職になることを望んでいない」といった理由から、登用が進んでいないという現状がみられます。



事業所の経営者層への意識啓発の充実をはじめ、性別にかかわらず育児休業や介護休業を取得しやすい環境づくり、柔軟な働き方に関する情報提供の強化などが必要です。

性別にかかわらず、誰もがワーク・ライフ・バランスを実現することができる「働き方改革」の在り方に視点を置き、現行計画における重点施策の更なる推進、取組の強化を図る必要があります。

主な取組目標

- ・ 事業所への意識啓発の強化、小規模事業所や大規模事業所など、事業所の特性に応じた効果的な啓発活動の推進
- ・ 男性中心型労働慣行（男性世帯主労働型）の解消
- ・ 性別にかかわらず育児休業・介護休業を取得しやすい環境づくり
- ・ きめ細かな子育て支援サービス、介護支援サービスの充実、強化
- ・ DXの推進と共に進めるテレワーク等多様な働き方の定着促進

第4章 施策の展開

【基本目標Ⅰ】 人権の尊重

1 誰もが人権を尊重する社会の実現

(1) 人権を尊重する意識づくり

【現状の整理】

- 男女共同参画の取組は、人権尊重施策が基盤となっています。近年、LGBTQ（性的少数者）への配慮をはじめ、SNS等ICT（情報通信技術）を活用したデジタルツールの急速な普及を背景とした差別的な表現の防止、多様化するメディアに対するリテラシー意識の醸成など、取り組むべき施策は多岐にわたります。

【主な課題】

- 子どもの頃からの、人権尊重意識を高める人権教育などの取組をはじめ、多様なメディアを活用した広報や情報発信など、お互いを尊重し合う意識づくり、環境づくりの充実が必要です。

【具体的な取組】

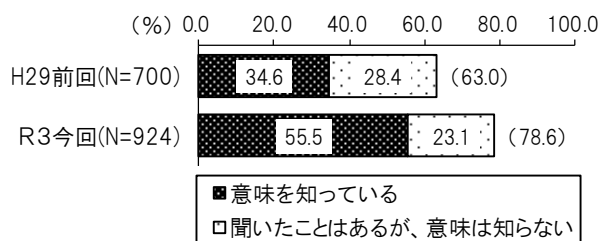
取組名	取組内容	担当課
人権に配慮した広報・啓発の推進 (140・141・143)	<ul style="list-style-type: none">○ 市の刊行物及び広報紙やホームページに掲載する記事や文章については、人権に配慮した表現や男女の不平等感がない内容及び表現に努めます。○ 「人権・同和問題講演会」の実施など、広報・啓発活動を推進します。	全庁各課 秘書課 人権課
各種メディアにおける人権尊重への取組 (142・144・145)	<ul style="list-style-type: none">○ インターネットにおける自治体合同による差別書き込み監視に取り組むとともに、人権尊重に向けた啓発を推進します。○ 学校教育において、授業や講演会、研修会を通じて、児童・生徒のメディアリテラシーや情報モラルの育成を図ります。○ 少年育成センターを中心に、学校、家庭、地域と連携し「白ポスト」の活用により、性に関する有害環境浄化活動を推進します。	人権課 学校教育課 生涯学習課

取組名	取組内容	担当課
相談業務の推進 (95・96)	○ 人権擁護委員による相談事業や広報活動をはじめ、 民生委員・児童委員の相談業務などを推進します。	人権課 福祉課

(2) 性の多様性に対する理解の普及

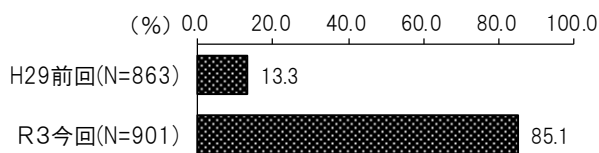
- ・ 市民アンケート調査結果では、LGBTQ（性的少数者）の認知率は、5年前の調査から大幅に増加しているとともに、約6割の市民が社会的な課題であることを認識しています。また、身近にLGBTQ（性的少数者）の人がいると認識している人は、同性婚に対して賛同する人が多い傾向にあり、特に若い年齢層ほど、その割合が高い結果となっています。

LGBTQ(性的少数者)の認知率
(市民アンケート結果)

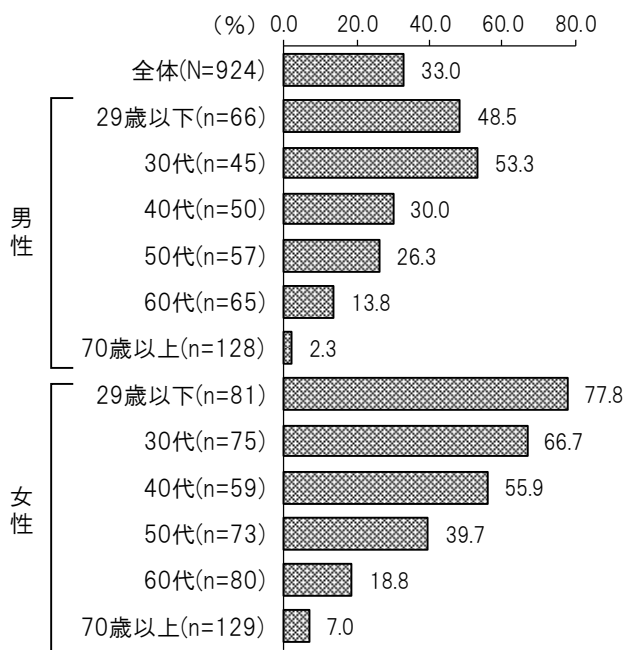


注:()内数値は合計値(以下同様)

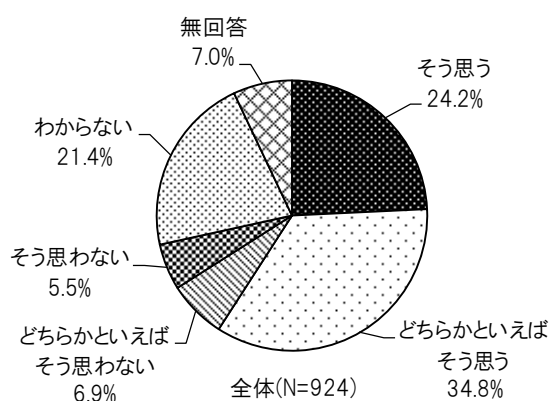
LGBTQ(性的少数者)という言葉を知っている割合
(高校生アンケート結果)



同性婚に対して「賛成」の割合
(市民アンケート結果)



LGBTQ(性的少数者)は社会的な課題になっている
(市民アンケート結果)



[主な課題]

- L G B T Q (性的少数者) に関する正しい知識の周知、偏見などに対する啓発の強化が必要です。特に、女性は男性に比べて、行政に対して「多様な性」に対する理解の促進を求めています。

[具体的な取組]

取組名	取組内容	担当課
性の多様性に関する理解の普及 (79・150・151・152)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 様々なマイノリティを含む多様な人材を積極的に活用する市のダイバーシティ対策について、市の広報紙やホームページ等を活用して周知します。 ○ 当事者団体を交えた研修会や座談会を実施し、庁内における性の多様性についての理解を促進します。 ○ 「L G B T 啓発講演会」の開催をはじめ、市の広報紙やホームページ、ポスター等を活用した情報の提供に努め、性の多様性についての理解を促進するとともに、アライ*の人数を増やします。 	人権課

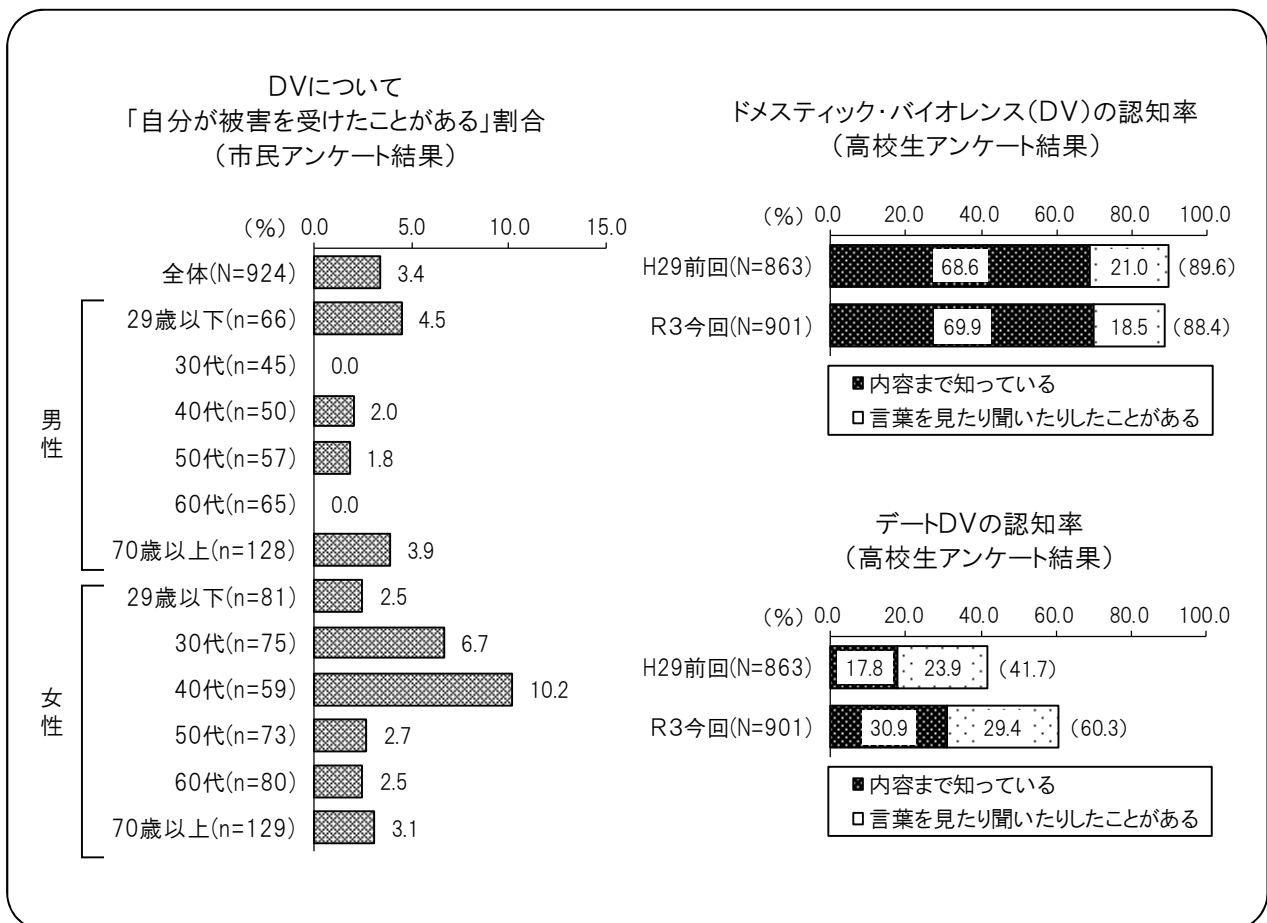
※【アライ(ally)】英語で同盟、支援者を意味する。LGBTQ(性的少数者)の社会的な地位の向上や権利擁護に関する取組、平等に向けた運動などを積極的に支援又は協働してくれる人のこと。

2 あらゆる暴力を根絶する社会づくり（DV防止市町村基本計画） **重点**

（1）あらゆる暴力や虐待の根絶に向けた意識啓発の推進

【現状の整理】

- 本市では、暴力防止に関する情報提供や若い世代に対するデートDV予防のための啓発活動、児童や高齢者、障害者への虐待防止対策など、多様な暴力防止施策に取り組んできました。
- 市民アンケート調査結果では、DV被害の経験者は、女性の40代に最も多く、相談先としては、友人・知人や家族、警察に相談した人が多い一方、公的な相談機関に相談した人は少ない状況です。また、男女共同参画の推進に行政が力を入れるべきこととして「DV等の暴力について相談しやすい体制づくり」が上位に回答されています。
- 高校生アンケート調査結果では「ドメスティック・バイオレンス（DV）」の言葉の認知率は約9割で「デートDV」は約6割です。デートDVは、5年前の調査結果から認知率は大幅に上昇しており、特に女性の認知率が高くなっています。また、DVに関する相談機関については「知らない」が7割近くを占めています。



[主な課題]

- DVをはじめ虐待やストーカー行為など、あらゆる暴力の防止に関する継続的かつ効果的な啓発に向け、より幅広い年齢層や職域に向けた啓発方法の検討が必要です。
- 啓発活動にあたっては、教育・保育機関や介護・障害福祉サービス提供事業所との連携の強化が必要です。また、相談機関については、より一層の周知が必要です。

[具体的な取組]

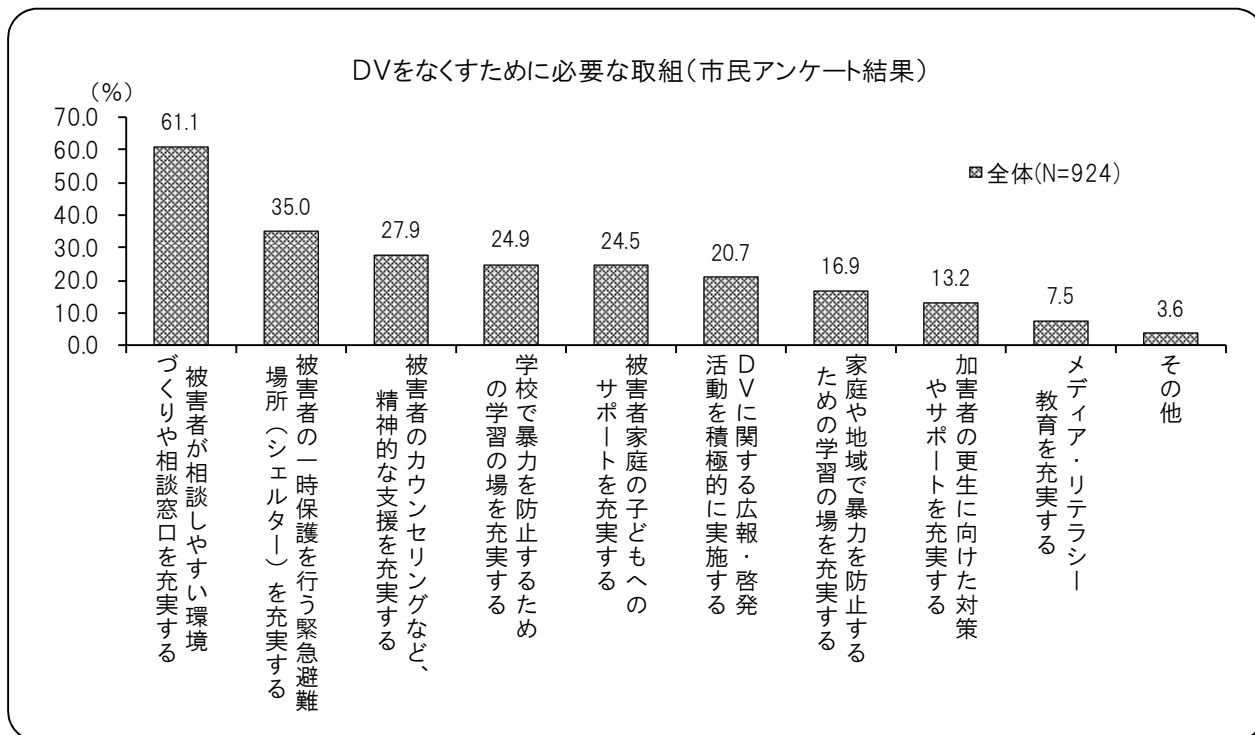
取組名	取組内容	担当課
若年層に向けた啓発活動の推進 (5・156・157)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市の広報紙やホームページを活用して、若年層の「性暴力被害予防月間（4月）」等の周知や相談窓口の紹介を行い、意識啓発を図ります。 ○ 児童・生徒がSNS等に惑わされることなく、保健体育科や道徳科、学活等の授業で性に対する適切な態度や行動を育成するとともに、関係機関と連携した啓発活動を推進します。 	人権課 学校教育課
広報・啓発活動の推進 (153・154)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 庁内関係課が連携し「女性に対する暴力をなくす運動期間（11/12～25日）」や相談窓口について、市の広報紙等を活用して周知します。 ○ 香川県子ども女性相談センター等のDV関連リーフレットやカードを窓口に設置し「ストーカー規制法」「配偶者暴力防止法」等関連法律の趣旨や内容を周知します。 	人権課 子育て支援課
DVの早期発見・対応に向けた取組 (163・164)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市の広報紙やホームページを活用した広報やイベント、街頭キャンペーンを利用したリーフレットやカードの配布、カード設置場所の増設などを通じて、市民の通報義務の規定を市民に周知し、DVの早期発見、対応につなげます。 	人権課 子育て支援課
児童・高齢者・障がい者等への虐待防止に向けた啓発活動 (175・176)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童、高齢者、障がい者等への虐待防止に向けて、市の広報紙やメール、ホームページを活用した広報・啓発活動を推進します。 ○ イベントや11月開催の街頭キャンペーン時にリーフレットや啓発資料を配布し、虐待防止につなげます。 	福祉課 子育て支援課 介護保険課

取組名	取組内容	担当課
高齢者虐待の予防と早期発見・対応に向けた取組 (168・171・174)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「高齢者虐待防止・対応マニュアル」に基づいて対応するとともに、困難な事例は香川県虐待対応専門職チームと連携して対応します。 ○ 地域での見守り等による早期発見に努めるとともに、虐待に関する通報・相談を受けたときは、関係機関と連携し、適切に対応します。 ○ 成年後見制度について、市のホームページやパンフレット等を活用して周知に努めるとともに、制度を適切に必要とする人が利用できるよう、専門職との連携を強化します。 	介護保険課
障がい者虐待の予防と早期発見・対応に向けた取組 (169・172)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「障害者虐待防止・対応マニュアル」に基づき迅速かつ適切に対応するとともに、対応困難事例は香川県虐待対応専門職チームと連携して適切に対応します。 ○ 障害者虐待進行管理会議を定期的実施します。 	福祉課
児童虐待の予防と早期発見・対応に向けた取組 (170・173)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「三豊市児童対策協議会」を中心に、要保護児童及び家庭への適切な支援を実施します。また住民や関係機関からの情報提供をもとに、虐待の早期発見や早期対応に努め、安全の確保を優先した迅速な対応に努めます。 ○ 「児童対策協議会（実務者会議・ケース会議）」を通じて、関係機関との連携を強化し、児童虐待の早期発見、予防に努めます。 	子育て支援課

(2) きめ細かな被害者支援体制の整備

[現状の整理]

- ・ 市民アンケート調査結果では、DVをなくすための取組として、被害者が相談しやすい環境づくりや相談窓口の充実を筆頭に、緊急避難場所（シェルター）の充実、被害者へのカウンセリングなどが求められています。



[主な課題]

- 相談機関に関する情報提供の充実、性別や年齢など対象に応じた効率的な周知方法の検討、相談しやすい環境づくりが必要です。
- 被害者への適切な支援に向けて、県などの関係機関との連携による被害者の安全の確保を図るとともに、メンタルヘルスに関する様々な困りごとや悩みなど、専門的な相談支援体制の整備が必要です。

[具体的な取組]

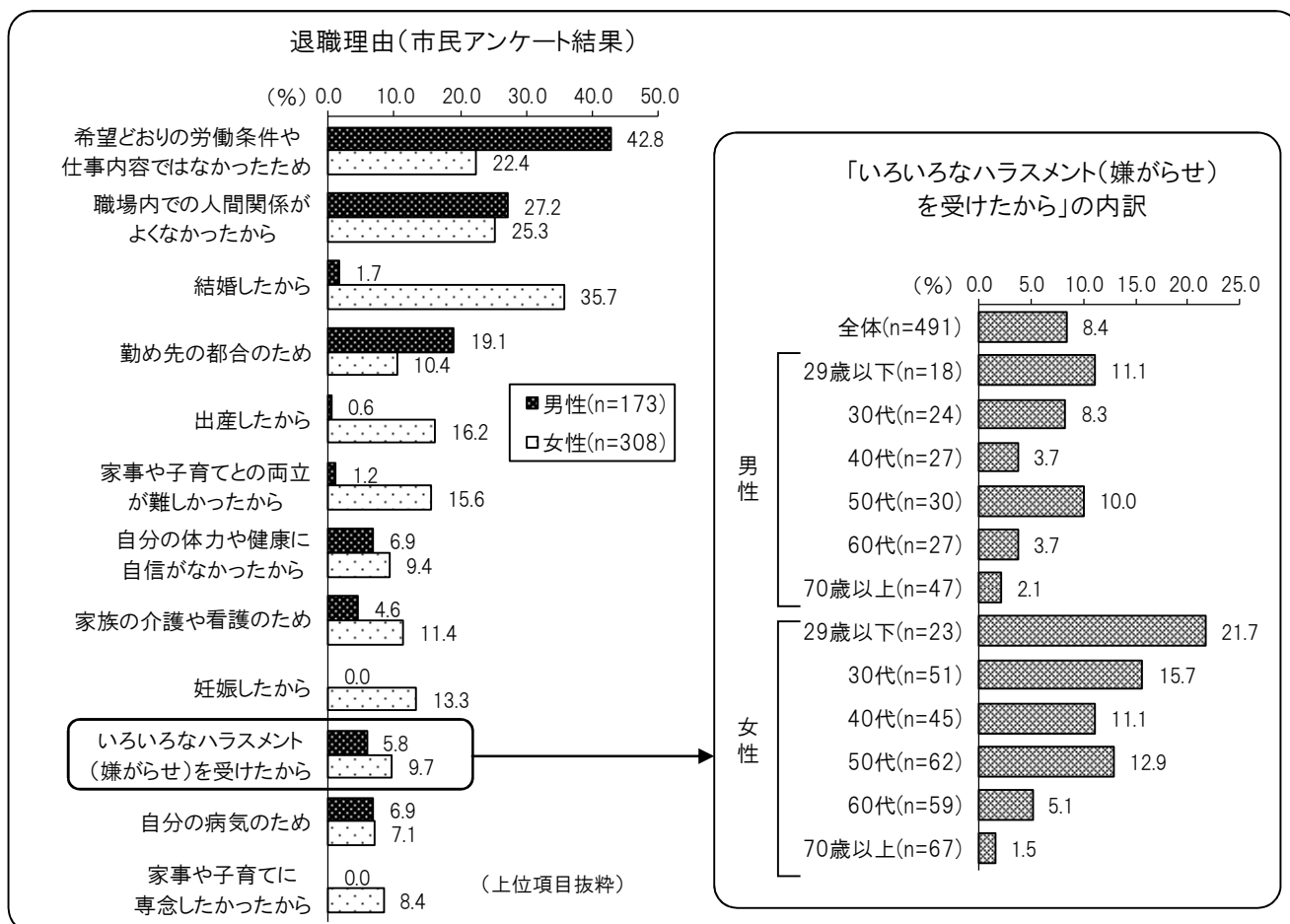
取組名	取組内容	担当課
相談支援体制の周知 (155・158・159)	○ 市の広報紙やホームページを活用して「女性に対する暴力をなくす運動期間（11/12～25日）」や「女性の人権ホットライン強化週間」「こどもの人権110番」「DV等の相談窓口」等の周知をします。	人権課 子育て支援課 学校教育課

取組名	取組内容	担当課
相談支援体制の充実 (160・161・162)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 三豊市相談ダイヤルでの電話相談を実施するとともに、市、県、医療機関、警察、自治会等関係機関が連携し、ケースに応じた迅速で適切な対応を図ります。 ○ 香川県子ども女性相談センターと連携し、配偶者暴力相談支援センターでの援助や支援につなげます。 	子育て支援課

(3) ハラスメント防止対策の推進

[現状の整理]

- ・ 本市では、ハラスメント対策として、市職員に対する研修や市民への広報、啓発、市内事業所等へのハラスメントを禁止する規定整備の促進などを実施してきました。
- ・ 市民アンケート調査結果では、セクシュアルハラスメントをはじめとする各種ハラスメントは、いずれも女性が被害を受けた割合が高い現状にあります。また、パワーハラスメントは男性の30代でも多い傾向にあります。また、若い年齢層の女性は、職場での「ハラスメント」の被害が大きな退職理由の一つとなっています。
- ・ 事業所ヒアリング調査結果では、ハラスメント対策として「コンプライアンス委員会の設置」をはじめ「従業員研修、管理職研修の充実」「気付かないパワハラに気付く環境づくり」「内部通報制度」「アンガーマネジメント講演会の開催」などを実施している事業所がみられました。



[主な課題]

- 市内の事業所や地域活動団体等を対象に、セクシュアルハラスメントをはじめとする、各種ハラスメントの防止に向けた講座や研修等への参加の促進、相談窓口の周知に向けた取組が必要です。
- 庁内においては、全職階の職員を対象としたハラスメント研修の実施などが必要です。

[具体的な取組]

取組名	取組内容	担当課
各種ハラスメントの防止に向けた取組 (165・166・167)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国や県等からの情報を市の広報紙やホームページで積極的に発信し、市内の企業におけるハラスメントを禁止する規定の整備を促進します。 ○ 各種ハラスメントに対する理解を深めるとともに、ハラスメント防止対策を図るため、市職員を対象とした研修を実施します。 ○ 市の広報紙やホームページを活用して、各種ハラスメントについて周知します。 	人事課 産業政策課 人権課

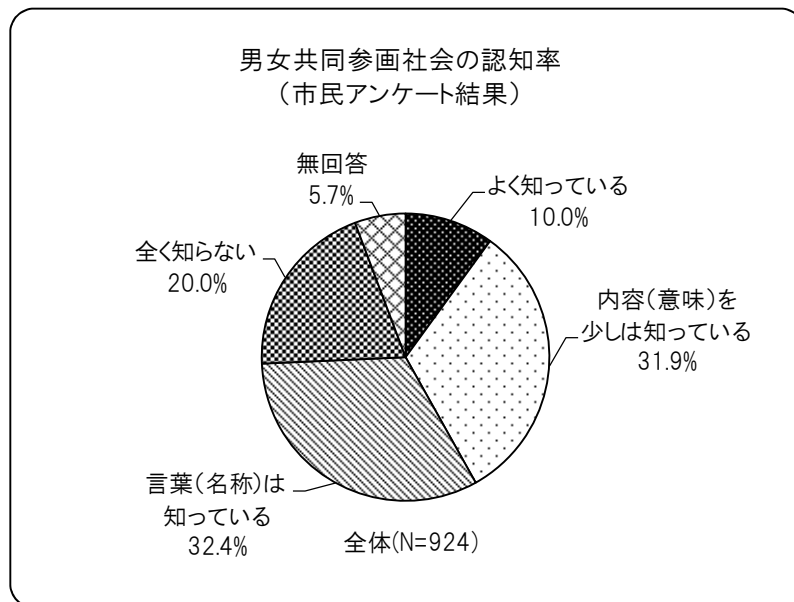
【基本目標Ⅱ】意識の改革

3 男女共同参画の意識づくり

(1) 啓発活動と情報提供の充実

【現状の整理】

- ・ 市民アンケート調査結果では「男女共同参画社会」という言葉は、少しずつ浸透しつつありますが、言葉だけ知っている人や全く知らない人も依然として多くを占めています。また「男は外で働き、女は家庭を守るのが望ましい」や「男は男らしく、女は女らしく」に代表される「固定的な性別役割分担意識」は依然として根強く、年齢による差が顕著にみられます。特に、年齢が高い層ほど根強く、若い年齢層との大きな乖離がみられません。



【主な課題】

- 固定的な性別役割分担意識の解消に向けて、年齢層に応じたより効果的な啓発の推進が必要です。
- 多様な手段による情報の発信を軸に、今後は、特に高校生や大学生、若い社会人など、これからのまちづくりを担う世代に向けて、男女共同参画に対する理解を更に深め、意識を高めるためのきっかけづくりが必要です。また、国際的にみた我が国のジェンダー・ギャップの現状をはじめ、政治など政策・方針決定過程における現状などを分かりやすく周知し、一人一人が問題意識を持つことが重要です。

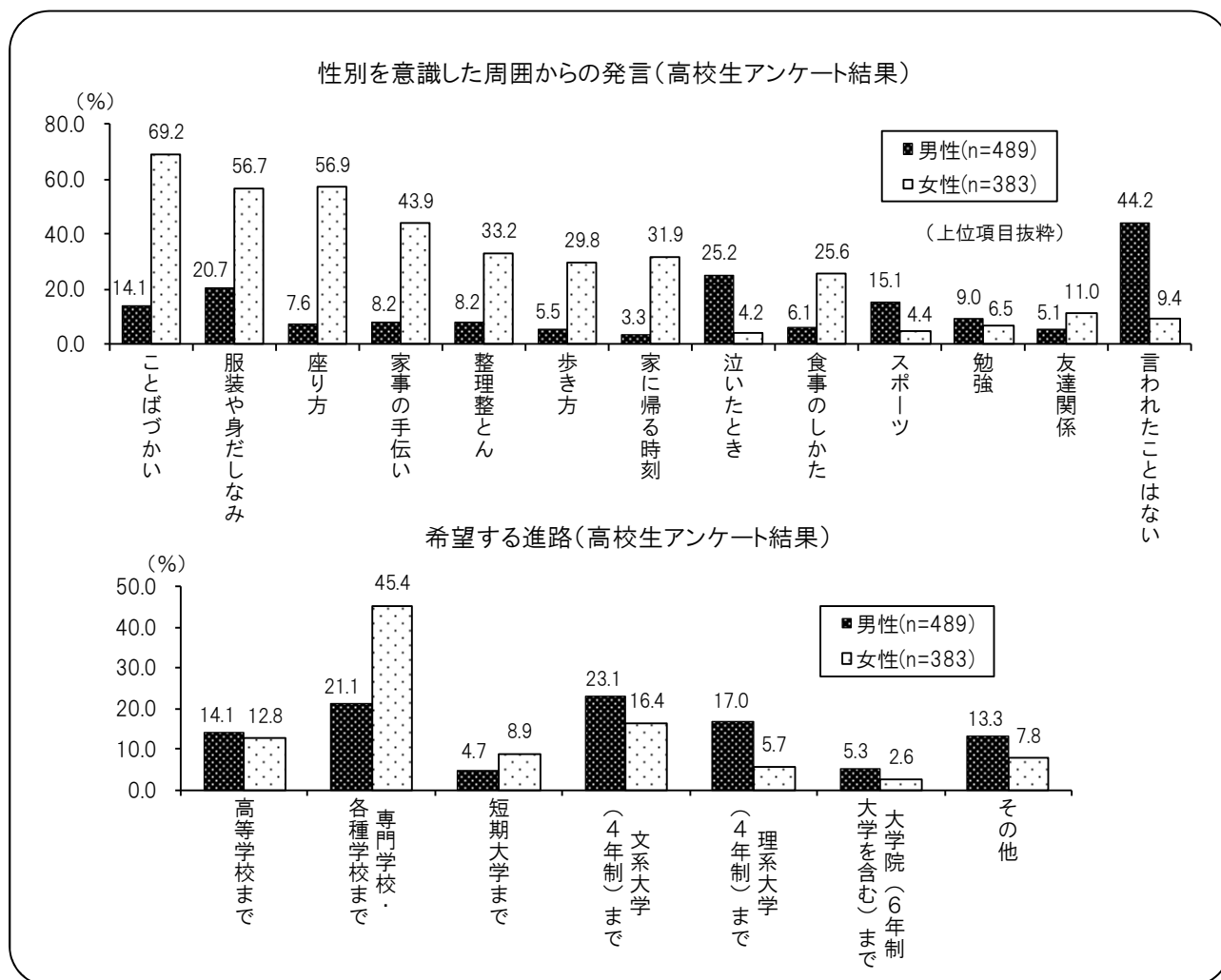
[具体的な取組]

取組名	取組内容	担当課
広報・啓発活動の推進 (1・2・3・4)	<ul style="list-style-type: none"> ○ セミナー、成人式等の開催時や市の窓口など、あらゆる機会や場所を活用して、男女共同参画プランの冊子、リーフレット等を配布します。 ○ 経営者向けセミナーをはじめ、講演会や講座など、市民、事業所向けの研修の充実を図ります。 ○ 市の広報紙やセミナー等を活用して、家庭、地域、職場における固定的な性別役割分担の見直しに向けた啓発を推進します。 ○ 市の広報紙やホームページをはじめ、市内の公共施設の展示スペース等の活用により「男女共同参画週間」を周知し、男女共同参画意識の向上を図ります。 	人権課
市民団体等への支援 (6)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市民団体等が行う男女共同参画の推進に向けた取組や性の多様性に関する啓発活動を支援します。 	人権課
情報の提供・発信の充実 (7・8・9・10)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 男女共同参画に関する国や県等の情報を市の広報紙やホームページで周知します。 ○ 市の広報紙やホームページの男女共同参画コーナーの充実を図るとともに、国や県等のパンフレットの配布などにより、市民への情報発信に努めます。 ○ 「三豊市男女共同参画推進ネットワーク会議」の事業や加入団体が開催するイベント等の情報発信を支援します。 ○ 男女共同参画に関するDVDや資料等を収集し、啓発に努めます。 	人権課 生涯学習課

(2) 若い世代の心を大切にしたい男女共同参画の推進

【現状の整理】

- ・ 高校生アンケート調査結果では、性別を意識した周囲からの発言として「ことばづかい」「服装や身だしなみ」「座り方」「家事の手伝い」などが多く回答されていますが、それぞれ女性のほうが男性を大きく上回っています。男性は「泣いたとき」や「スポーツ」などで女性を上回っていますが「言われたことはない」が4割を占め、女性との差が顕著となっています。



【主な課題】

- 保護者やその周囲の人に対する意識啓発の充実が必要であるとともに、性別役割分担意識が固定化しないように、性別にかかわらず多様な選択を可能にする教育・保育の推進が必要です。

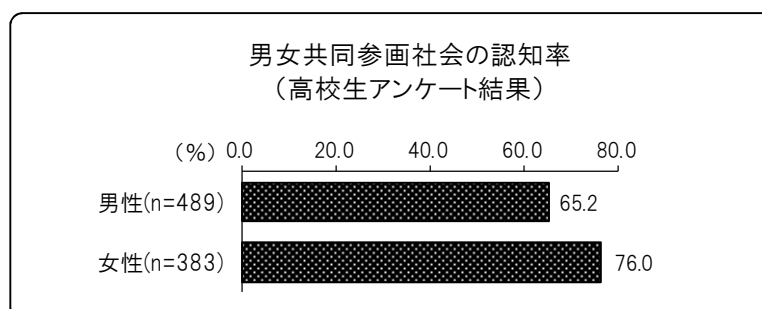
取組名	取組内容	担当課
地域の大学と連携した男女共同参画の推進 (14)	○ 地域の大学と「インターンシップ研修生派遣協定書」を締結し、大学の先生による放課後児童クラブ支援員向けの研修を行います。大学への働き掛けを推進し、その研修に、一人でも多くの学生に参加してもらえるよう努めます。	子育て支援課
家庭での男女共同参画意識の向上 (16・18・19)	○ 子どもの「家庭での手伝い」の大切さを保護者に周知し、家庭での仕事を大人と一緒にできるよう促進します。 ○ 保育所や保護者会等で人権意識を啓発する講演会や研修会を実施するとともに「協働子育て」を呼び掛けます。 ○ 学校だより等で保護者に男女共同参画意識を啓発します。また保護者の個性や能力を生かしたPTA活動の実施に努めます。	保育幼稚園課 学校教育課

4 自分らしさを育む学びの場の充実 **重点**

(1) 教育・保育の場における男女共同参画の推進

[現状の整理]

- ・ これまで本市では、教育・保育の場において、広い視野を持ち、多様な選択肢から自身の生き方を考えるキャリア教育の推進や固定的な性別役割分担意識にとらわれない環境づくりに取り組んできました。
- ・ 高校生アンケート調査結果では「男女共同参画社会」という言葉の認知率は約7割を占め、若い世代に浸透しつつあります。特に、女性の認知率が男性を上回っています。
- ・ 市民アンケート調査結果では、男女共同参画の推進に行政が力を入れるべきこととして「学校での男女共同参画についての教育を充実する」が二番目に多く回答されています。次代を担う子どもへの意識づくりは、市民のニーズとしても非常に高いことが分かります。



[主な課題]

- 学校、幼稚園、保育所、こども園等において、児童・生徒がその発達段階に応じて、個性や能力を十分に発揮できるよう、性別にかかわらずお互いを尊重する意識の醸成を促進することが必要です。

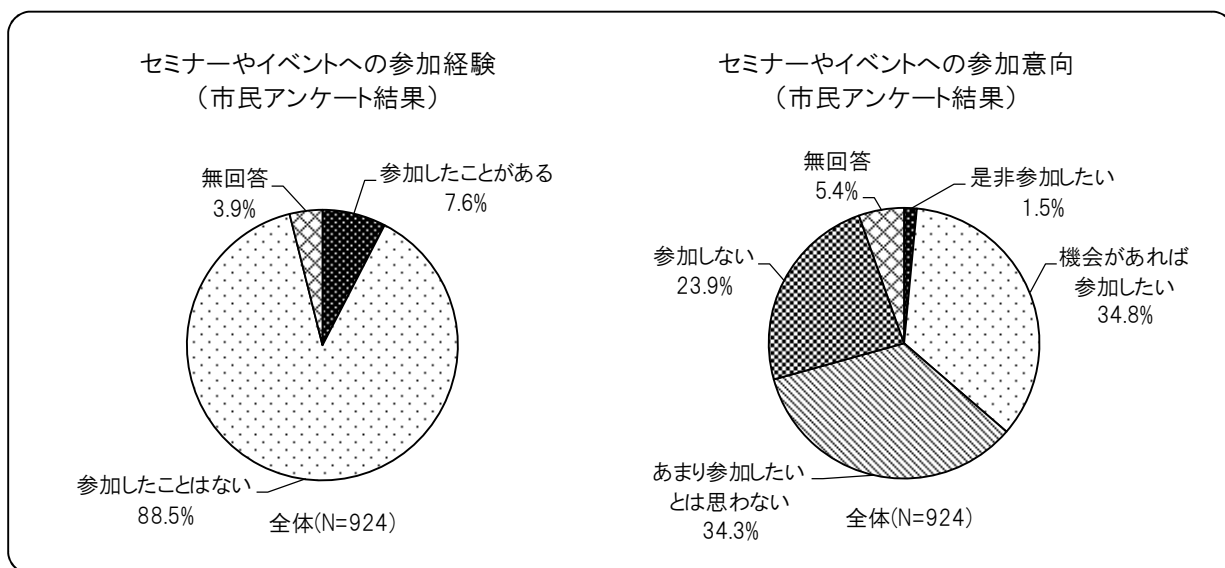
[具体的な取組]

取組名	取組内容	担当課
男女平等の視点に立った教育・保育の推進 (11・12・13・17・20・28・29)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保育士等が男女共同参画意識をテーマとした紙芝居を教材として活用するなど、日常生活や保育の中で、児童に対する男女の固定観念にこだわらない指導に取り組みます。 ○ 社会の中で自分の役割を果たし、自分らしい生き方を実現するための力を身に付けることを目指すキャリア教育を推進します。 ○ 男女混合名簿の作成等、男女共同参画の視点に立った環境を整備します。 ○ 男女が共に協力して、学校行事や活動を実施できるよう取り組みます。 ○ 「望ましい勤労観、職業観」「性差の正しい理解」「生命の尊重」等、男女共同参画に関する教材を活用した意識啓発を推進します。 ○ 家庭科の授業等で、家庭や地域の一員として、進んで行う意欲や実践力を育成します。 	保育幼稚園課 学校教育課
教育関係者の男女共同参画意識の向上 (27)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 個性や能力を生かせる校務分掌等の役割分担に努めます。 ○ 職員研修を実施し、男女共同参画意識の向上を図ります。 	学校教育課

(2) 多様な学びの場の充実

【 現状の整理 】

- ・ 本市では、男性にも参加しやすいセミナーの開催をはじめ、公民館等における男女共同参画に関する講演会の開催や生涯学習の場における青少年の世代間交流などに取り組んできました。
- ・ 市民アンケート調査結果では、男女共同参画に関するセミナーやイベントへの参加経験は1割未満と少ない現状です。しかし「機会があれば参加したい」を含めて、3人に1人以上が今後の参加意向を示しています。



【 主な課題 】

- 生涯学習の場の活用をはじめ、市民へ多様な学習機会を提供し、コロナ対策を踏まえた学びの場の充実が必要です。また、セミナーやイベントの告知方法について、幅広い年齢層に的確に届ける効率的な周知方法の検討が必要です。

【 具体的な取組 】

取組名	取組内容	担当課
多様な学びの場への男性参加の推進 (21・22)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 男性も参加しやすいセミナー等を企画し、参加を促進します。 ○ 男性を対象とした公民館での講座等を企画、開催し、男性の参加を促進します。 	人権課 生涯学習課

取組名	取組内容	担当課
男女共同参画に関する情報の提供 (23・24)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 男女共同参画に関する国や県からの情報を積極的に各種団体に提供し、意識啓発を図ります。 ○ 公民館でポスターの掲示や男女共同参画講演会の開催等を通して、市民へ情報を提供します。 	<p>人権課 生涯学習課</p>
生涯学習の場を活用した取組 (25・26)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子ども会や青年団などの活動を通じて、世代間交流を含めた青少年の生涯学習を推進します。 ○ 関係課と連携して、みとよ未来図書館で「男女共同参画展」を開催し、行政課題の発信、啓発を図ります。また、男女共同参画週間には展示図書を貸し出して、男女共同参画週間の周知に努めます。 	<p>生涯学習課</p>

【基本目標Ⅲ】 参画の推進（女性活躍推進計画）

5 女性の活躍を推進する環境づくり **重点**

（１）政策・方針決定過程における女性活躍の促進

【 現状の整理 】

- ・ 本市では、審議会等における女性委員の登用促進施策をはじめ、市民に向けて、議会や政治、選挙に関する興味、関心を醸成するための啓発活動に取り組んできましたが、本市の審議会等における女性委員の登用率は、全国平均や香川県の平均を下回っています。
- ・ また、本市の女性管理職の比率は、全国や香川県の平均を上回り、20%を超えています。

	審議会等委員数 [※]			職員管理職		
	委員総数 (人)	女性委員 (人)	女性委員 割合(%)	総数 (人)	女性 (人)	女性管理職 割合(%)
三豊市	595	151	25.4	58	12	20.7
香川縣市町平均	-	-	28.7	-	-	12.3
全国市区町村平均	-	-	27.6	-	-	13.0

※ 地方自治法(第 202 条の3)に基づく審議会等における登用状況

資料：内閣府男女共同参画局「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」
(令和3(2021)年4月1日現在)

【 主な課題 】

- 審議会等の女性の積極的な登用に向けた取組の強化が必要であるとともに、女性リーダーの育成に向けた研修の充実や女性が活躍しやすい環境づくりが必要です。
- 庁内職員については「三豊市特定事業主行動計画」に基づき、性別にとられない適材適所の人員配置をはじめ、女性の更なる職域拡大施策に向けた取組が必要です。

【 具体的な取組 】

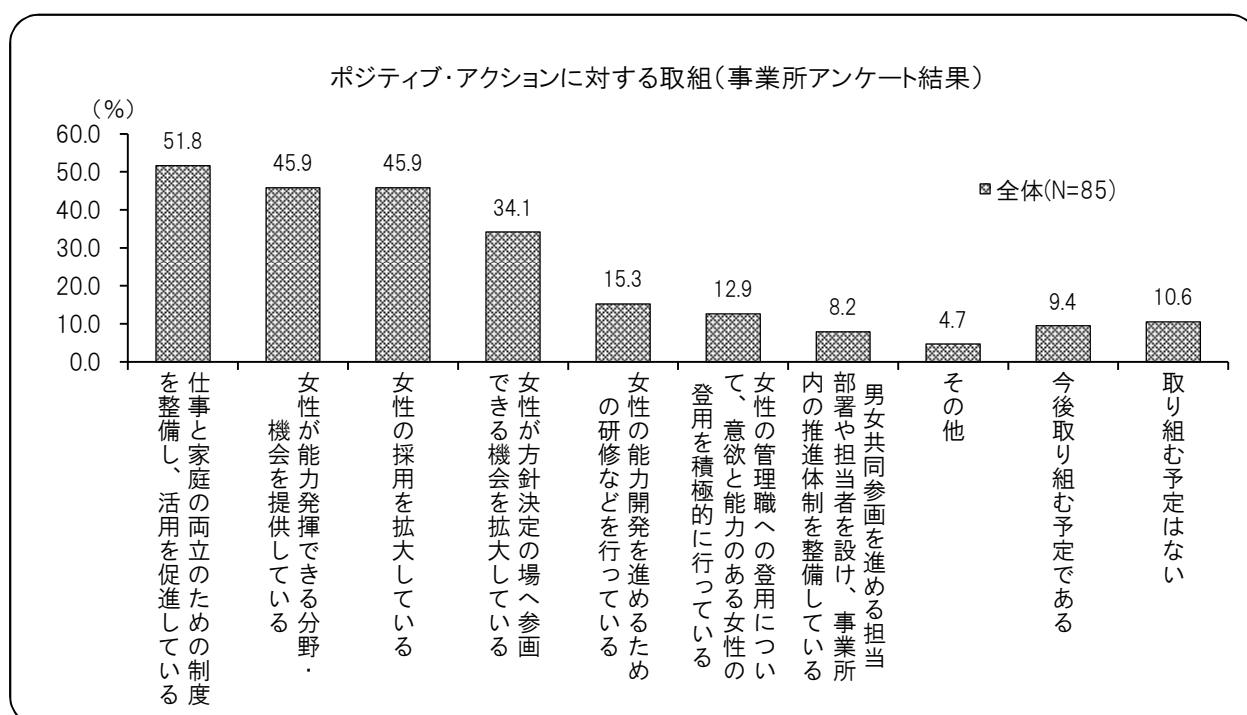
取組名	取組内容	担当課
政策・方針決定過程への女性参画の推進 (30・31・32)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各種審議会等への女性委員登用を各課へ呼び掛けます。また女性委員の割合を市の広報紙等で公表します。 ○ 「市民に開かれた議会」を目指し、市の議会だよりやホームページ、インターネットライブ中継等の媒体で啓発活動を推進します。 ○ 選挙に関して、常時啓発及び選挙時啓発を通じて、選挙に関する知識、関心を高め、投票を促進します。 	全庁各課 議会事務局 総務課 人権課

取組名	取組内容	担当課
行政機関における 女性参画の推進 (33・34・35・36・ 37)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 職員に対する休暇や育児休業、時差出勤、在宅勤務等の制度を推進し、ワーク・ライフ・バランスの実現に努めます。 ○ 全職員を対象に企画、立案能力やコミュニケーション能力の向上、ハラスメント防止等の研修を実施し、能力、資質向上を図ります。 ○ 講演会やセミナー等、国や県等が実施する事業について庁内で周知し、参加を促進します。 ○ 人材育成研修等を通じて女性職員の管理職に対する意識改革を図り、管理職登用につなげます。 ○ 政策的重点施策セクションに若手女性職員を配置し、性別にとらわれない意見や提言による住みやすいまちづくりを推進します。 	人事課 人権課

(2) 誰もが能力を発揮できる機会の拡充

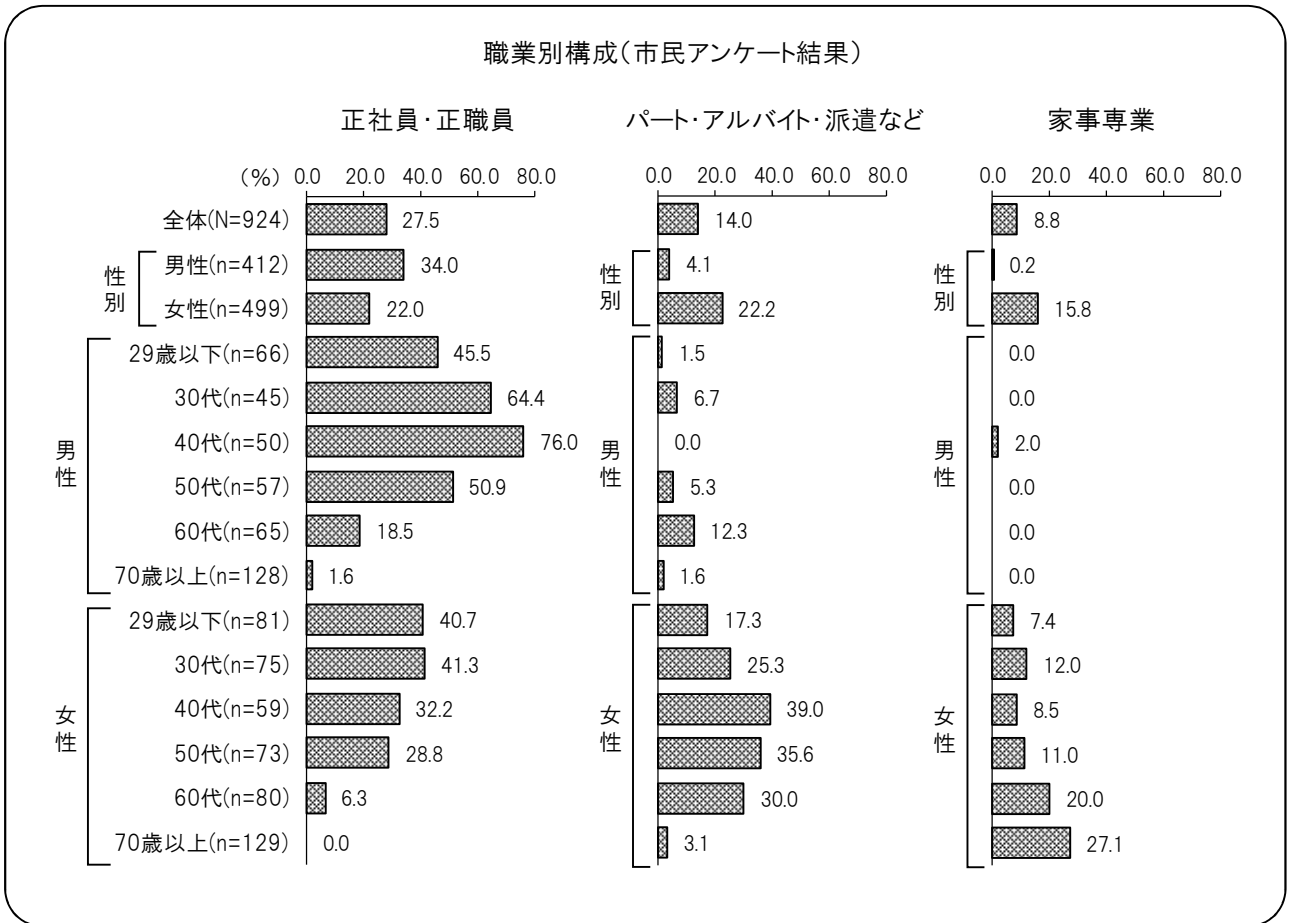
【現状の整理】

- ・ 事業所アンケート調査結果をみると「ポジティブ・アクション（積極的改善措置）※」には大半の事業所が取り組んでおり、その内容としては「仕事と家庭の両立に向けた制度」をはじめ「女性が能力を発揮できる分野・機会の提供」「女性の採用拡大」などが多くみられ、女性管理職がいる事業所ほど、その割合が高い傾向にあります。
- ・ 一方で、女性を管理職に登用するにあたっては「女性には家庭での責任があるため長時間の労働を要求しにくい」や「女性従業員自身が管理職になることを望んでいない」また「女性の適任者がいない」といったことを課題として挙げる事業所が多くなっています。特に、家庭での責任を理由として回答しているのは、従業員数の少ない小規模事業所で多くなっています。
- ・ 事業所ヒアリング調査結果では、女性を管理職に登用するにあたって、個人の能力や勤続年数、経験によって登用している事業所やキャリアアップのための社内研修など、研修機会の充実と資格取得への支援に積極的に取り組んでいる事業所もみられました。

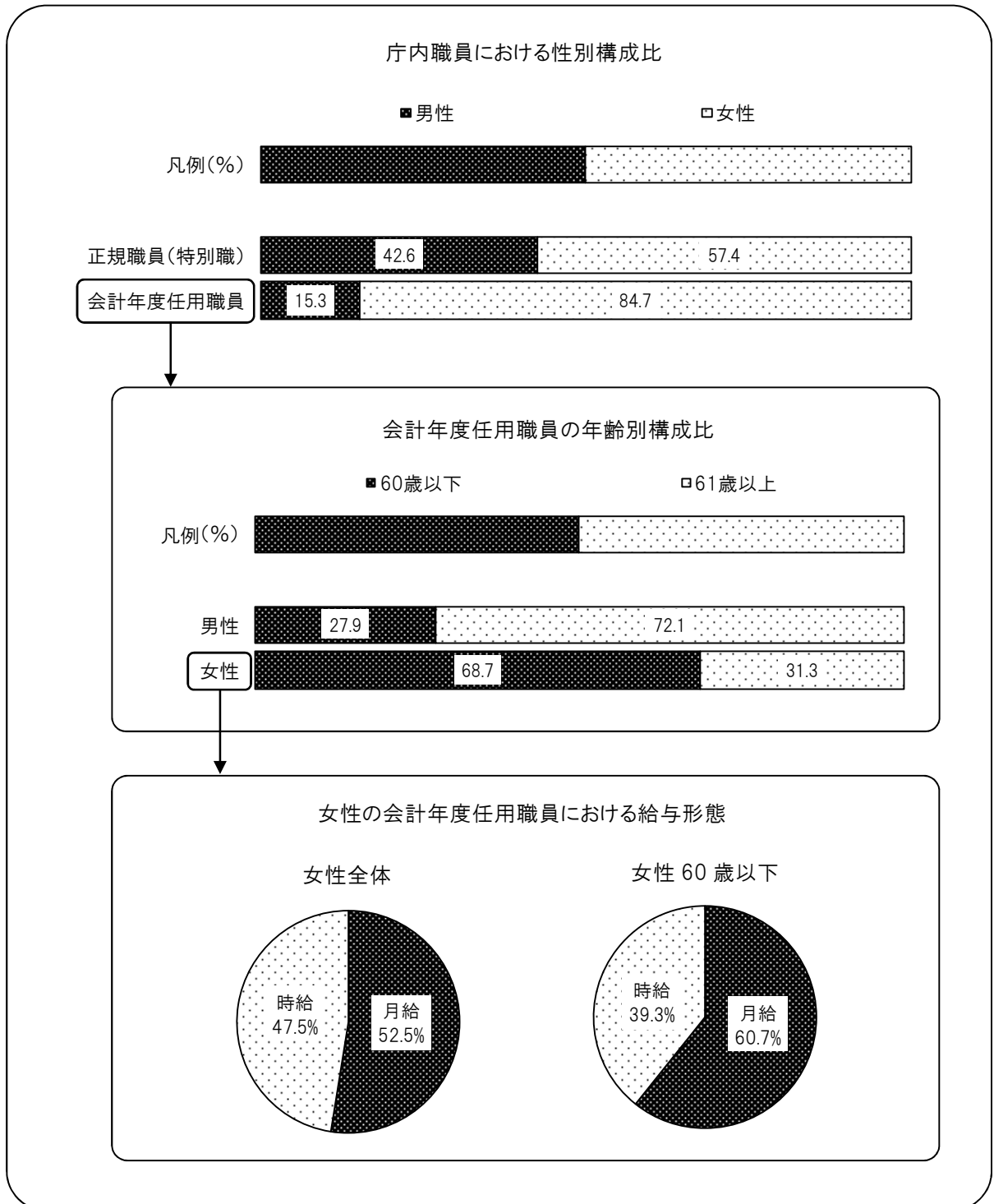


※【ポジティブ・アクション(積極的改善措置)】固定的な性別役割分担意識や慣行などから、例えば「営業職に女性がほとんど配置されていない」「管理職は男性が大半を占めている」など、男女労働者の間に事実上、差が生じている時、それを解消するため企業が行う自主的かつ積極的な取組のこと。

- ・ 市民アンケート調査結果では、職業別構成についてみると、女性は「パート・アルバイト・派遣など」「家事専業」の割合が男性を大きく上回っており、特に女性 40 代以上の年齢層では「パート・アルバイト・派遣など」で 3～4 割を占めています。



- ・ 庁内の正規職員における性別構成比をみると、男性が42.6%、女性が57.4%となっています。一方、会計年度任用職員※の性別構成比をみると、男性が15.3%、女性が84.7%となっています。また、年齢別構成比をみると、男性は61歳以上で72.1%を占めていますが、女性は60歳以下で68.7%となっており年齢差が顕著となっています。さらに、会計年度任用職員の女性60歳以下では、その約4割が時給の給与形態となっています。



資料：庁内資料

※【会計年度任用職員】「地方公務員法」の改正に伴い、令和2(2020)年度に新設された非常勤職員の制度のこと。これまで嘱託職員や臨時職員といった非常勤職員は「会計年度任用職員」へと移行された。

[主な課題]

- 事業所等におけるポジティブ・アクション（積極的改善措置）の更なる浸透を図る取組の充実が必要です。
- 女性の活躍促進に向けた男性、女性の意識改革の促進が必要です。特に女性は、男性に比べ非正規の割合が高い現状にあり、女性の家事等の負担やそれを理由として正規で働くことの妨げにならないよう、家事等の負担軽減策の検討をはじめ、社会全体で「性別役割分担意識の解消」に取り組んでいく気運の醸成が必要です。

[具体的な取組]

取組名	取組内容	担当課
女性の活躍促進に向けた取組 (38・39)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国や県等からの情報を市の広報紙やホームページで紹介し、企業や団体における女性の参画を促進するとともに、性別にとらわれない管理職や役員の育成を促進します。 ○ 内閣府男女共同参画局や厚生労働省の女性の活躍推進法特集ページ等を周知し、ポジティブ・アクションの更なる浸透を図ります。 ○ 賃金格差の是正や「パートタイム・有期雇用労働法[※]」に基づく待遇の改善などについてセミナー等を開催し、経営者層の意識改革を図ります。 	産業政策課 人権課
地域で働く女性のネットワークづくり (44)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業者交流会やヒアリングを開催し、女性事業者の意見を聞き取るとともに、地域で働く女性のネットワークづくりにつなげます。 	産業政策課

※【パートタイム・有期雇用労働法】「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律」(平成五年法律第七十六号)

(3) 農業経営・商工自営業等における女性の参画促進

[現状の整理]

- ・本市では、農林水産業や商工自営業を対象とした、家族経営協定の締結の促進や農山漁村の女性リーダーを育成する「アグリレディセミナー」など、様々な女性活躍支援策に取り組んできました。
- ・一方で、市民アンケート調査結果では、農林水産業や商工自営業の家族従業者において「女性の仕事は補助的業務が多い」「賃金や昇給の面で男女に差がある」といった、男女間の格差についての回答が多くみられます。また、男女が共に働きやすい社会環境をつくるために必要なこととして「農林水産業や自営業の家族間の役割分担や家族経営協定の締結を促進する」が、ほかの職業に比べて多く回答されていることが特徴的です。

職場での男女間の格差(市民アンケート結果) 上位項目抜粋

単位 (%)	気が利 用し る	男性は 育児 や休 業や 介護 休業	賃金や 昇給 の面 で男 女に 差	昇進 や昇 格の 面 で男 女に 差	配属 場所 が限 ら れ て い る	女性 の仕 事は 補助 的業 務が	募集 や採 用の 面 で男 女に 差	女性 は結 婚や 出産 を機 に退	女性 は嫌 がら ない ハ ラス メ	女性 は業 務に あ ま り関 係の
全体(n=848)	31.3	27.1	25.9	20.5	19.3	18.9	15.2	12.1	10.0	
【職業別】										
農林水産業(経営主)(n=31)	19.4	19.4	16.1	9.7	16.1	3.2	6.5	6.5	9.7	
商工・サービス業(経営主)(n=36)	13.9	22.2	19.4	19.4	16.7	16.7	19.4	8.3	16.7	
農林水産業(家族従業者)(n=27)	18.5	14.8	22.2	11.1	33.3	14.8	11.1	7.4	3.7	
商工・サービス業(家族従業者)(n=14)	21.4	28.6	14.3	14.3	28.6	21.4	21.4	7.1	14.3	
正社員・正職員(n=254)	35.8	23.6	26.8	24.0	16.5	17.7	10.2	10.6	9.4	
公務員・団体職員(n=65)	36.9	10.8	13.8	13.8	6.2	15.4	9.2	4.6	1.5	
パート・アルバイト等(n=133)	19.5	20.3	17.3	10.5	18.8	14.3	15.8	12.8	9.0	

注:表中の網掛けは、全体値を上回る項目を示す。

[主な課題]

- 農業・商工自営業等において、経営や意思決定に参画できる意識を醸成する取組の更なる推進や家族経営協定の締結など、継続的な取組の推進が必要です。

[具体的な取組]

取組名	取組内容	担当課
農林水産業・商工 自営業等における 実態調査 (80・81)	○ 国勢調査結果や農林業センサスデータ等を活用し、 農林水産業や商工自営業等で働く女性の実態を調査 することにより、現状を分析し課題を整理します。	産業政策課 農林水産課
男女共同参画に関 する学習機会の提 供 (82・83・84・85)	○ 国や県等からの男女共同参画に関する情報を市の 広報紙やホームページで発信し、周知します。 ○ 男女共同参画に関する各種研修会や講習会への幅 広い層への参加を促進します。 ○ 各種リーダー研修会や講習会への参加を呼び掛け、 農山漁村女性リーダーの育成に努めます。 ○ 漁協女性部が結成されている漁協に、女性が主とな る行事への参加を呼び掛けます。	産業政策課 農林水産課
方針決定や経営へ の女性参画の推進 (86・87・88・89・ 90・91)	○ よろず支援拠点や商工会による経営相談窓口を市 のホームページで周知するとともに、国や県等の啓 発ちらしを配布します。 ○ 家族経営協定締結の推進を図り、男女が共に働きや すい環境づくりを推進します。 「アグリレディシンポジウム」などの各種研修会や講 習会、農業女子交流会などの各種交流会への参加を 呼び掛けます。 ○ 「人・農地プラン検討会」への女性委員の起用を促 進します。	産業政策課 農林水産課
女性が活動しやす い環境づくり (92・93・94)	○ 「生活研究グループ」の活動を支援し、女性起業グ ループの交流を促進します。 ○ 担い手の取組が広く展開されるよう促進するとと もに、新規就農者のほか兼業農家や定年帰農者、農業 女子なども含めた多様な担い手の確保、育成に努め ます。 ○ 小学校や地域の行事で郷土料理やものづくりなど の技術の伝承を図ります。	農林水産課

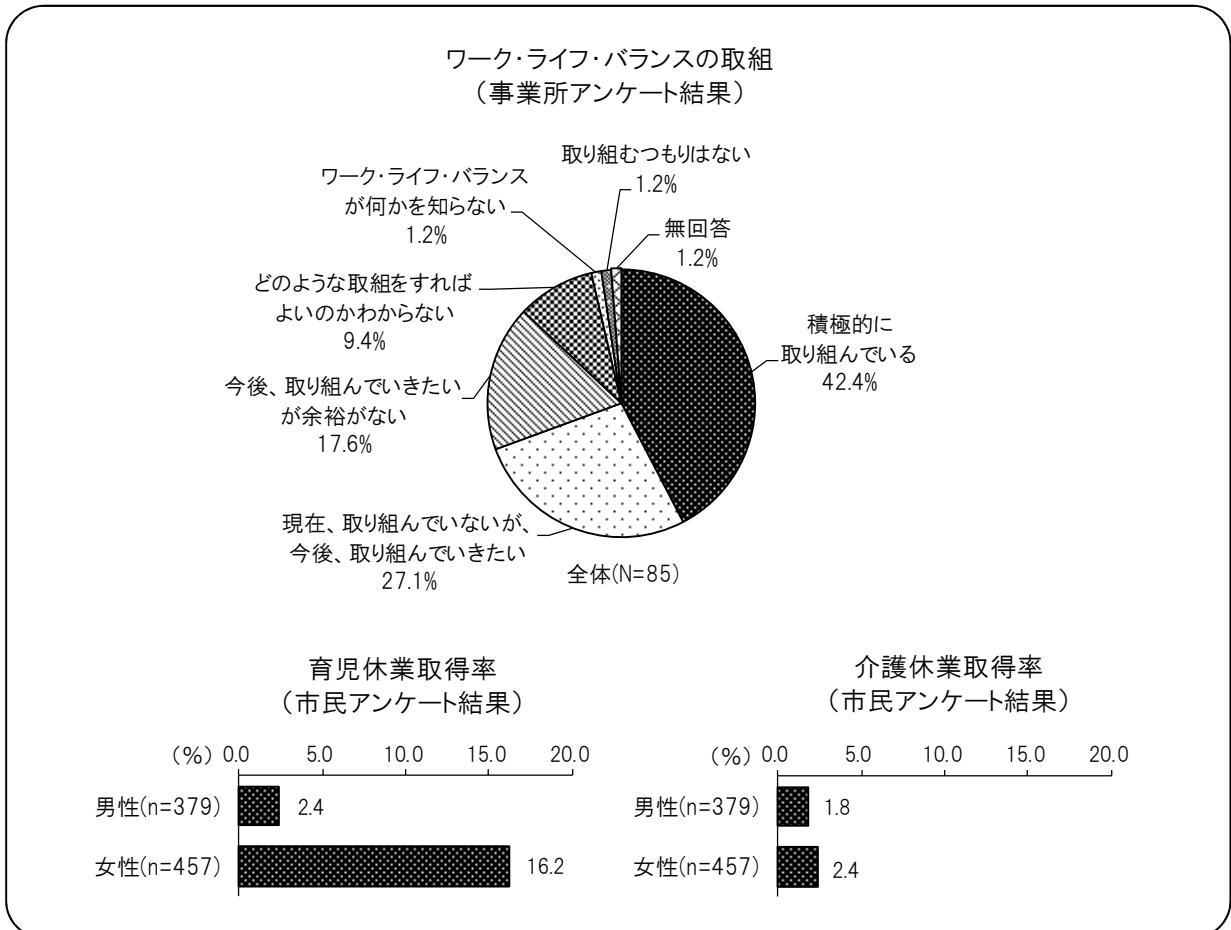
6 ワーク・ライフ・バランスの推進 重点

(1) 企業等におけるワーク・ライフ・バランスの促進

【現状の整理】

- ・本市では「えるぼし認定[※]」など「女性活躍推進法」に関連する情報提供をはじめ、育児・介護休業を取得しやすい環境づくりを推進してきました。
- ・事業所アンケート調査結果では、ワーク・ライフ・バランスに取り組んでいる事業所は4割を占め、今後、取り組む予定を含めると7割が積極的な姿勢を示しています。しかし、従業員規模が小さな事業所では、取り組みたいが余裕がないことやどのような取組をすればよいか分からない、といった理由で消極的な回答も多くみられます。
- ・一方、市民アンケート調査結果では、男性の育児休業取得率は2.4%、女性は16.2%です。女性は30代の取得率が3割を超え最も多くなっています。今後の取得ニーズも高く、男性の29歳以下では「子どもが生まれたら取得したい」というニーズが過半数を占め、さらに、女性の29歳以下ではその割合は7割以上となっています。介護休業取得率は全体で2.1%、男女差はありません。育児休業や介護休業を取得できなかった理由としては、男女共に「制度を利用しやすい雰囲気ではなかった」ことが最も多く、特に男性は「代替要員の確保や力量不足」を挙げています。

※【えるぼし認定】「女性活躍推進法」に基づき、女性の活躍促進に関する状況が一定基準を満たす優良な企業を認定する制度のこと。えるぼし認定企業のうち、より高い水準の要件を満たした企業は「プラチナえるぼし認定」を受けることができる。



[主な課題]

- 本市では、共働き世帯の比率が高いことから、ワーク・ライフ・バランスのより一層の推進が必要です。啓発にあたっては、産業別の就労状況を踏まえた、より効率的な情報発信を検討する必要があります。

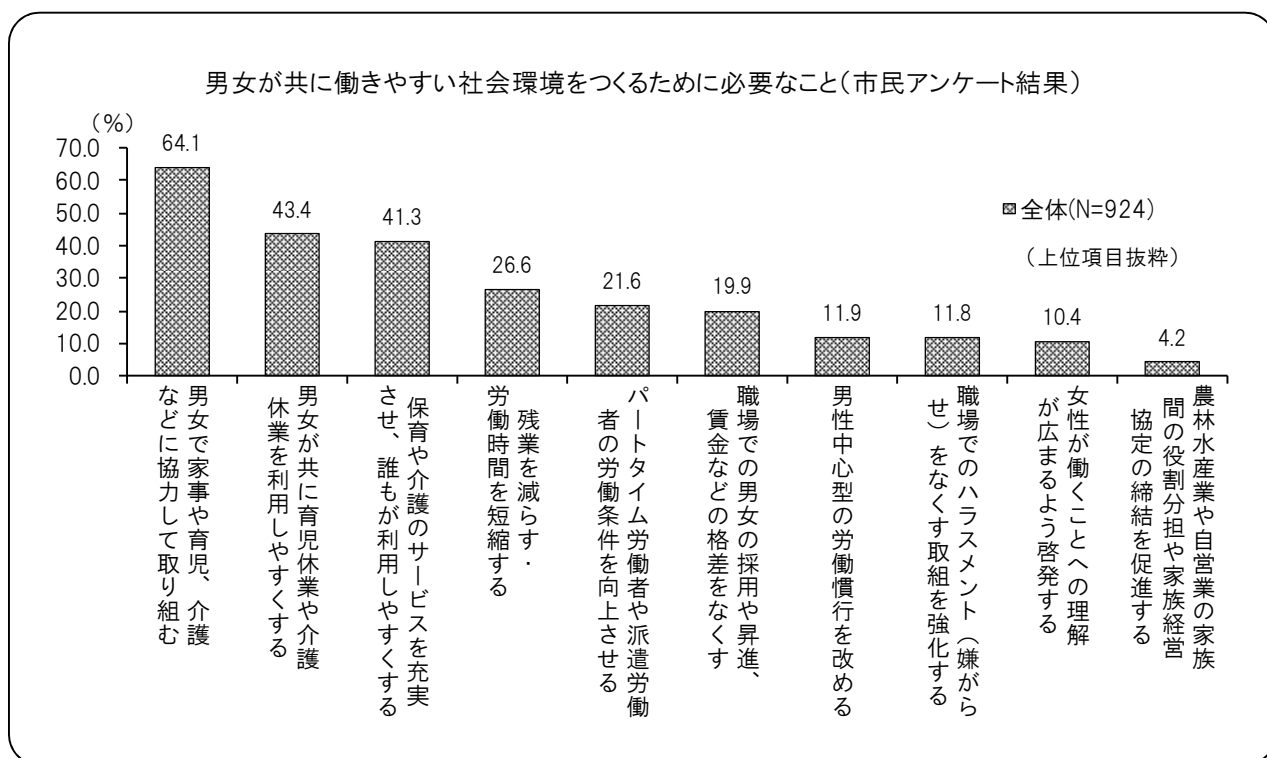
[具体的な取組]

取組名	取組内容	担当課
ワーク・ライフ・バランスに関する情報の発信 (66・67・68・69・70)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国や県等からの情報や「女性活躍推進法」に関する情報を市の広報紙やホームページ等で発信し、ワーク・ライフ・バランスの推進に努めます。 ○ 女性活躍推進法特集ページ「えるぼし認定」や県ポータルサイト「かがわの女性の輝き応援団」等で「かがわ女性キラサポ宣言」を紹介し、厚生労働省のホームページ等を活用し、イクボスに関する情報を紹介します。 ○ 「三豊市企業人権・同和推進協議会」や商工会等を通じて、県内で実施される管理職セミナーや研修会などを市内企業に紹介し、事業主の参加を促進します。 ○ ワーク・ライフ・バランスの理解を深めるために、市民に向けてセミナーや研修会を開催します。 	産業政策課 人権課

(2) 誰もが働きやすい職場づくり

【現状の整理】

- 本市では、雇用の場において、男女の均等な機会と待遇を確保するために、各種講座情報の提供や職業能力開発への支援をはじめ、ハローワークと連携した再就職情報の提供や相談窓口の周知等を推進してきました。
- 市民アンケート調査結果では、半数近くが「現在の社会では女性は働きやすい」と回答していますが、女性は幅広い年齢層で「働きやすいと思わない」という回答が男性を大きく上回っています。また、男女が共に働きやすい社会環境をつくるためには「男女で家事や育児、介護などに協力して取り組む」が最も多く、次いで「育児休業や介護休業の取得のしやすさ」などの順となっており、事業所アンケート調査結果でも同様な結果となっています。特に育児休業へのニーズが高い世代である30代では、男女共に「残業や労働時間の短縮」へのニーズが高いことが特徴です。
- 事業所アンケート調査結果では、テレワークについては大半の事業所が「実施していない」と回答し、実施している事業所は1割程度となっています。



[主な課題]

- 男女が働きやすい社会環境をつくるためには、共働き世帯が多い中、パートナーとの話し合いの機会を多く持つことへの啓発をはじめ、育児休業や介護休業を取得しやすい環境づくり、その際の代替要員の確保の検討、残業や労働時間の短縮など、いわゆる「働き方改革」のより一層の推進が求められています。
- 事業所等に対して、テレワークや在宅勤務に関する情報提供など、既存の働き方にこだわらない多様な働き方への働き掛けも必要です。

[具体的な取組]

取組名	取組内容	担当課
職業能力開発や就業の支援 (71・72・73・74・75)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国や県等関係機関が開催する講座や研修会の情報を発信するとともに、市独自で研修会を開催し、女性デジタル人材^{※1}の育成に努めます。 ○ 市の広報紙やホームページを活用して、国や県等関係機関が開催する講座や「三豊・観音寺合同就職説明会」「よろず支援三豊サテライト」など、再就職のための研修会の情報を積極的に発信するとともに、「非正規雇用労働者・在宅労働者の労働条件に関する法律や指針」の情報を発信します。 ○ ハローワークと連携して「U I J就職説明会」等を開催するとともに、啓発ちらしの配布などを活用し、情報発信に努めます。 ○ 「創業塾」を開催し、創業したい人を支援します。 	産業政策課 人権課
労働条件や環境の整備 (77・78)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市の広報紙やホームページを活用して、国や県等からの情報を発信し、労働に関する相談窓口の周知を図ります。 ○ 「経営者向けセミナー」での資料配布をはじめ「三豊市企業人権・同和推進協議会」や商工会等を通じて、市内企業における育児休業や介護休業の取得の促進に向けた「一般事業主行動計画^{※2}」の策定を促進します。 	産業政策課 人権課

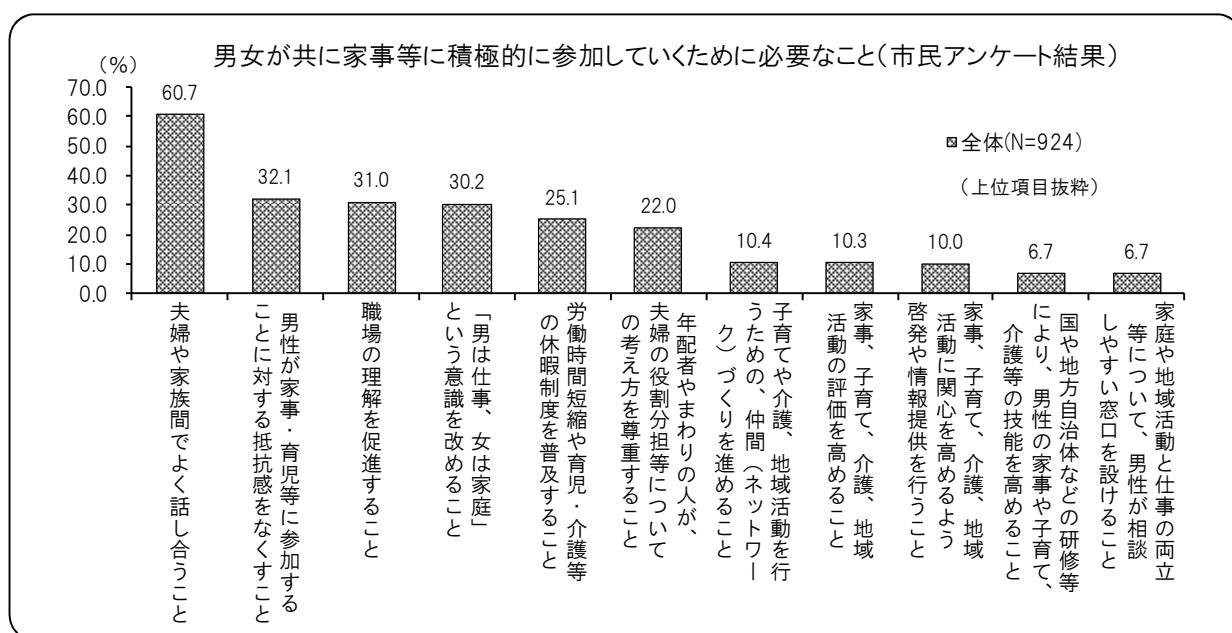
※1 【女性デジタル人材】 ICT等のデジタル技術を活用し、地域の課題解決を牽引する高レベルなスキルを身に付けた女性のIT技術者のこと。

※2 【一般事業主行動計画】 「次世代育成支援対策推進法」に基づき、企業が、従業員の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備や子育てをしていない従業員も含めた、多様な労働条件の整備に取り組むにあたって、(1)計画期間、(2)目標、(3)目標達成のための対策及びその実施時期を定める計画のこと。従業員 101 人以上の企業には、この計画の策定、届出、公表、周知が義務付けられている。

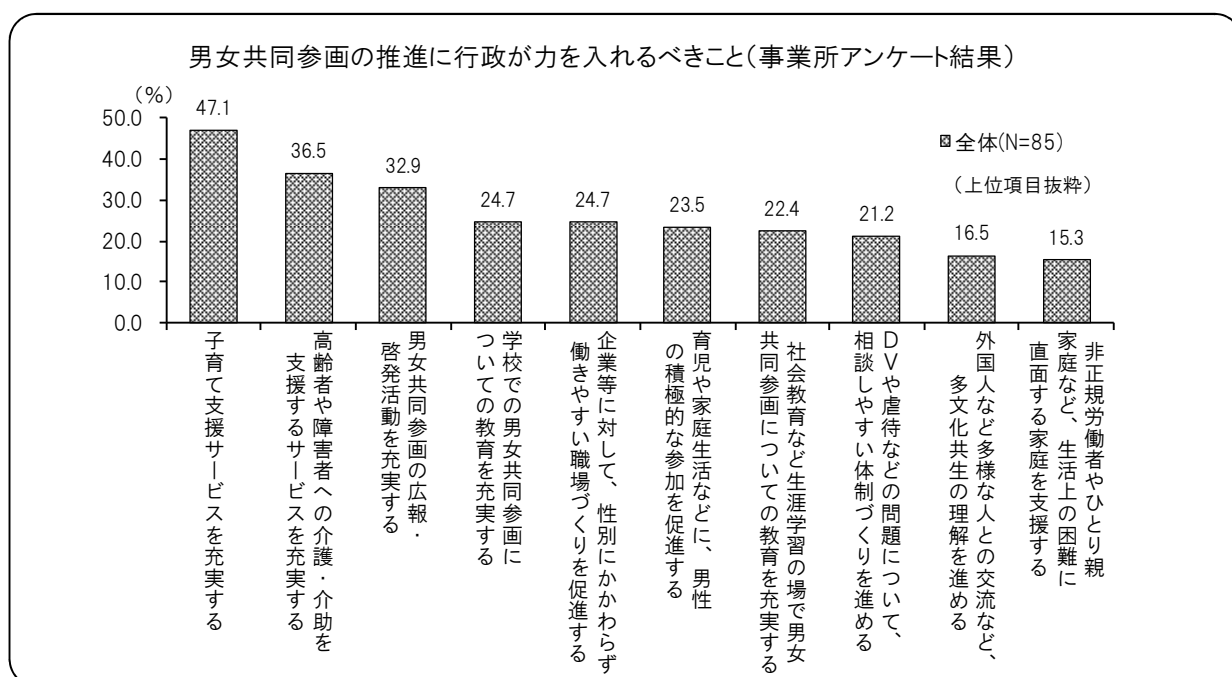
(3) 仕事と家庭生活の両立に向けた支援の充実

[現状の整理]

- ・ 市民アンケート調査結果では、男女が共に家事や子育て・介護等に積極的に参加していくためには、夫婦や家族間での話し合いを筆頭に、男性が家事をすることに対する抵抗感をなくすことや職場への理解の促進が求められています。
- ・ また、男女共同参画の推進に行政が力を入れるべきこととして「性別にかかわらず働きやすい職場づくり」が最も多く回答されているとともに、特に女性は「育児や家事等への男性の積極的な参加」を求めています。



- ・ 事業所アンケート調査結果では、男女共同参画の推進に行政が力を入れるべきこととして「子育て支援サービスの充実」を筆頭に「高齢者や障害者への福祉サービスの充実」が求められています



[主な課題]

- 多様な暮らし方の実現が求められている社会的背景において、男性の家事・育児等への参画を促進する講座や教室等の開催をはじめ、多様化する保育ニーズへの柔軟な対応や家事・育児・介護の役割を家族で支え合う意識の啓発など、ワーク・ライフ・バランスの実現を目指す取組の充実が必要です。

[具体的な取組]

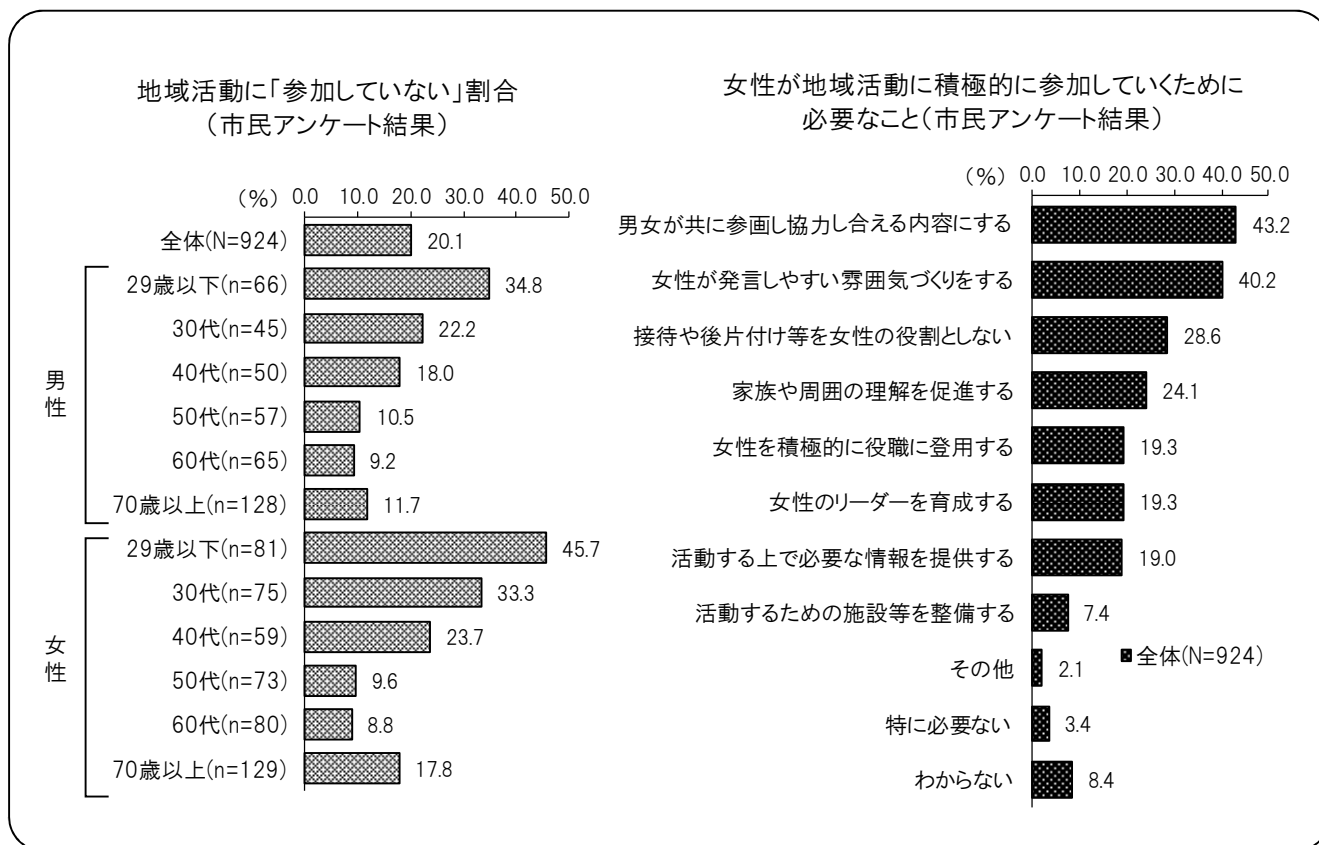
取組名	取組内容	担当課
仕事と子育ての両立支援 (49・50・51・52・53・54・55・60・61・62)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「みとよすくすく子育てサポートプラン」に基づき、多様な保育ニーズ等に対応した適切な教育・保育の提供の充実に努めます。 ○ 保育参観や「お父さん（お母さん）先生」に参加しやすい環境を整備するとともに、祖父母などの参加を促進します。またオンラインを活用した授業・保育参観を実施します。 	保育幼稚園課 子育て支援課 (社会福祉協議会)
男女が共に介護に参加できる環境づくり (56・57・59・101)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「三豊市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、高齢者やその家族が安心して地域で暮らすことができるよう、相談支援体制の充実に努めます。 ○ 男女が協力して介護に参加できるよう、家族介護教室の周知や意識啓発を推進します。 	介護保険課
男性の家事への参画促進 (58)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生活習慣病予防等の講習会を実施し、料理の作り方や食生活の改善点を学べる機会を提供します。 	健康課 (社会福祉協議会)

7 地域における女性活躍の場の拡大

(1) 地域活動における女性の参画の拡大

[現状の整理]

- 本市では、自治会等地域の役員への女性参画の促進をはじめ、まちづくり推進隊などの地域活動団体に向けた啓発活動などを実施してきました。
- 市民アンケート調査結果では、男女共におおむね8割程度が、何らかの地域活動に参加しています。しかし、29歳以下の若い年齢層では参加していない人が多く、特に女性は半数近くが参加していないと回答しています。女性が地域活動に積極的に参加していくためには、男女が共に参画し協力し合える内容にすることや女性が発言しやすい雰囲気づくりなどが求められています。特に女性においては、地域活動において接待や後片付けを女性の役割としないこと、周囲の理解を促進することなどが求められています。



[主な課題]

- 男女が共に協力して地域活動に取り組めるよう、女性参画についての意識啓発や若い年齢層が参加しやすい雰囲気づくり、情報提供を推進するとともに、女性の地域リーダーへの登用の促進が必要です。また、参加を望む女性に対するきめ細かな配慮や周囲への理解の促進も必要です。

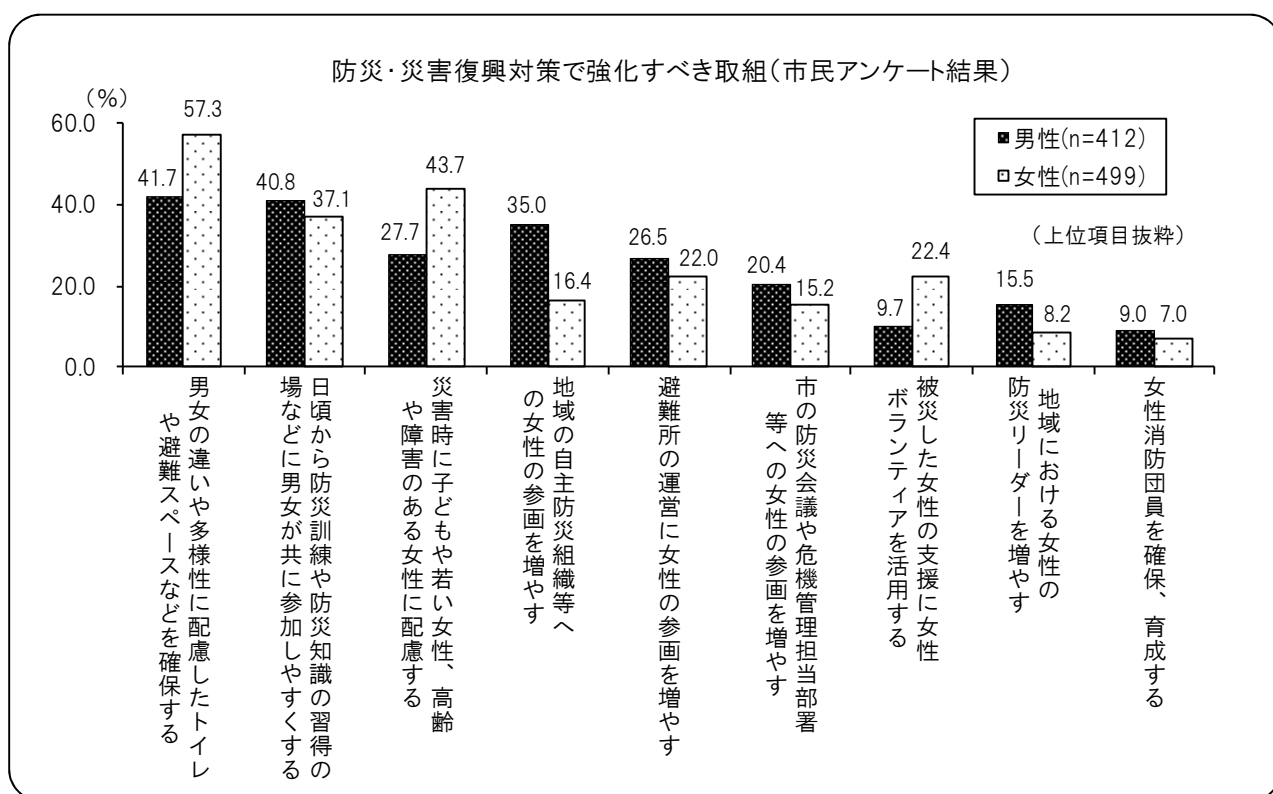
[具体的な取組]

取組名	取組内容	担当課
<p>地域における女性参画の推進 (45・46)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域活動団体（各町まちづくり推進隊）への啓発リーフレットやグッズ配布等を通して、自治会等地域役員への女性の参画を促進します。 ○ 「かがわ男女共同参画推進員」に、男女共同参画事業への積極的な参加を呼び掛けます。 	<p>総務課 地域戦略課 人権課</p>
<p>女性による地域経済活性化の推進 (47・48)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業者交流会やヒアリングで女性事業者の意見を聞き取り、観光施策に生かします。 ○ 歴史探訪や文化講座など、女性を対象にした公民館の講座の充実を図るとともに、交流の場として活用します。 	<p>産業政策課 生涯学習課</p>

(2) 防災分野における男女共同参画の推進

[現状の整理]

- ・ 本市では、災害発生時の相談窓口に女性職員を配置することや三豊市防災会議委員への女性の委嘱を推進してきました。
- ・ 市民アンケート調査結果では、防災・災害復興対策については、特に女性において「男女の違いに配慮したトイレや避難スペースの確保」をはじめ「子どもや若い女性、高齢や障害のある女性への配慮」が求められています。また「被災女性への女性ボランティアの活用」も男性の回答割合を大きく上回っています。



[主な課題]

- 防災分野における女性の積極的な登用や女性の参画拡大を促進するとともに、防災対策への女性の意見やニーズの反映、きめ細かな配慮が必要です。

[具体的な取組]

取組名	取組内容	担当課
男女共同参画の視点に立った防災体制の確立 (40・41・42・43)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害発生時の相談窓口に女性職員を配置し、女性への配慮を図ります。 ○ 自主防災組織に女性役員の登用を促進し、男女共同参画の視点を取り入れた地域防災体制の整備を促進します。 ○ 各種訓練への参加など女性消防団による活動を促進し、市民の防災意識の向上に努めます。 ○ 市防災会議委員における女性委員の割合を増やし、防災に関する政策・方針決定過程や防災現場における女性の参画を促進します。 	危機管理課

【基本目標Ⅳ】 自立の支援

8 地域共生社会を目指すまちづくり

(1) 誰もが安心して暮らせるまちづくり

【現状の整理】

- ・ 市民アンケート調査結果では、男女共同参画の推進に行政が力を入れるべきこととして「高齢者や障害者への福祉サービスの充実」が上位に回答されています。
- ・ 本市では、高齢者福祉の充実をはじめ、障害者への自立支援、子ども・子育て支援、生活困窮者等への支援など、多分野にわたる支援施策を基盤として「地域共生社会」の実現に向けた地域福祉活動を促進しています。
- ・ 近年、地域社会では、経済情勢や新型コロナウイルス感染症の拡大等による生活困窮者の増加やひきこもり、孤独・孤立、高齢者や子どもなど弱者への虐待など、様々な社会問題が顕在化しています。これらは、高齢者福祉や障害者支援制度など対象者別に整備された既存の公的支援制度だけでは解決が困難であり、今後は、このように複雑化、複合化した多様な課題に対応した福祉の仕組みづくりが求められています。

【主な課題】

- 全ての市民が安心して暮らすことができるよう「地域共生社会」づくりを踏まえた「誰一人取り残さない」地域福祉の充実が必要です。また、地域福祉の推進においても、男女共同参画の視点を踏まえた取組が必要です。

【具体的な取組】

取組名	取組内容	担当課
高齢者福祉施策の推進 (102～111)	<ul style="list-style-type: none">○ 「三豊市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、高齢者が住み慣れた地域で、生き生きと暮らし続けることができるよう、地域包括ケアシステムの更なる深化と推進を図ります。○ 介護保険サービス及び多様な高齢者福祉サービスの適切な提供により、介護する家族の負担の軽減を図るとともに、ワーク・ライフ・バランスの促進に努めます。	介護保険課

取組名	取組内容	担当課
障害者福祉の推進 (113～119)	○ 「三豊市障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画」に基づき、多様な障害福祉サービスの適切な提供による自立支援をはじめ、障害者の就労支援や社会参加の促進を図るなど、障害の有無にかかわらず、誰もが住みなれた地域で共に暮らす「地域共生社会」の構築を目指します。	福祉課
福祉に配慮した施設的设计 (112・120)	○ 公共施設を対象とした、高齢者や障害者に優しい施設的设计についての審査・指導を行います。	建築住宅課
総合的な子ども・子育て支援策の推進 (121～125)	○ 「みとよ すくすく子育てサポートプラン」に基づき、子どもが健やかに育つ環境づくりをはじめ、多様な働き方の実現と働き方の見直しや仕事と子育ての両立支援など、総合的な子育て支援施策を計画的に推進します。 ○ 「みとよ子ども未来応援計画」に基づき、全ての子どもが、家庭の環境や経済的な状況にかかわらず、等しく健やかに成長し、夢と希望を持って将来を歩んでいけるよう、関係機関と連携し、子どもを第一に考えた支援を総合的に推進します。	子育て支援課
生活支援の充実 (97・98・100)	○ パンフレットやポスター、市の広報紙やホームページ等を活用し、公的年金制度を周知するとともに、加入の促進を図ります。 ○ 隣保館で職業相談や健康相談を実施するとともに、職員は、各種研修を受講しスキルアップを図ります。 ○ 民生委員・児童委員による心配事相談を支所単位で実施し、住民の不安の解消に努めます。	市民課 人権課 福祉課（社会福祉協議会）
ボランティア活動への参加促進 (63・64・65)	○ ボランティア清掃団体等へごみ袋を配布するなど、環境保全活動を支援します。 ○ ボランティア活動や市民活動団体の情報を収集するとともに、市の広報紙やホームページを活用して市民に広く情報を発信します。また各種ボランティア講座やセミナーを開催し、ボランティア活動への市民の参加を促進します。	環境衛生課 福祉課（社会福祉協議会）

(2) 多文化共生社会の形成に向けた取組の充実

【 現状の整理 】

- ・ 本市では、互いの文化を理解し、国際感覚を養うための国際理解と国際交流活動を推進してきましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大等により、ここ数年、一部の活動に停滞がみられます。
- ・ 多文化共生のまちづくりを進めることは、多様な文化や価値観を持つ市民が、地域の多様な活動に参加し、市民主体による新たな交流や連携が深まり、誰にとっても暮らしやすく魅力あるまちの形成につながります。

【 主な課題 】

- 今後は、コロナ対策を踏まえた国際理解と国際交流活動を促進し、国籍や民族等の違いにかかわらず、社会を構成する一員として、誰もが共に暮らせる多文化共生のまちづくりを、継続的に推進していくことが必要です。

【 具体的な取組 】

取組名	取組内容	担当課
国際理解と国際交流活動の推進 (146・147・148・149)	<ul style="list-style-type: none">○ 多様な文化や価値観を持つ外国人市民も安心して暮らせるよう、相談窓口を周知します。○ 児童・生徒が国際感覚を養えるよう、授業や課外授業を通じて、オンライン等を活用した海外との交流活動を実施します。	秘書課 人権課 学校教育課

9 生涯にわたる健康づくりへの支援

(1) ライフステージに応じた健康づくりへの支援

【 現状の整理 】

- ・ 本市では、生涯を通じた健康づくりを支援するため、思春期や出産期、更年期、高齢期など、ライフステージに応じた心とからだの健康づくりを推進してきました。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の拡大は、テレワークやオンライン会議等の浸透など、人々の生活様式に大きな影響を与えるとともに、外出自粛によるストレスなど、健康に対する意識や行動も大きく変化しており、市民生活には、よりきめ細かな健康づくり対策が必要となっています。

【 主な課題 】

- 性別や年齢にかかわらず、誰もが活躍できる男女共同参画社会を実現していくためには、日頃からの継続的な心身の健康づくりが大切です。

【 具体的な取組 】

取組名	取組内容	担当課
生涯を通じた男女の健康支援 (99・126・127・128・129・130・133・134)	<ul style="list-style-type: none">○ 「三豊市健康増進計画・食育推進計画」に基づき、健康づくりの情報提供や相談窓口の充実、各種健康診査の内容の充実など、ライフステージに応じた心と身体の健康づくりを推進します。○ スポーツ推進員の委員や役員における女性の割合を増やすとともに、会合や行事、研修への女性の積極的な参加を促進します。	健康課 福祉課 介護保険課 スポーツ振興課
性と生殖に関する権利の確立 (138・139)	<ul style="list-style-type: none">○ 学校だより等を活用して、学校での取組を発信します。また養護教諭やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーによる相談活動を推進するとともに、必要に応じて相談機関につなぎます。○ 「生命と性」に携わる職に就く人を特別講師に招いた講演会や養護教諭による性教育の授業を実施します。	学校教育課

(2) 妊娠から子育てへの切れ目ない支援の充実

[現状の整理]

- ・ 女性が安心して子どもを産み育てられるよう、母性保護に関する正しい知識の普及や妊娠から出産、子育てまで切れ目のない母子保健の充実は、継続的に必要な取組です。
- ・ 本市では、子育て世代包括支援センター「なないろ」を中心に、担当の保健師、社会福祉士、学校連携支援員が、妊娠期から子育て期の不安や困りごとの相談に応じ、子育てに関する情報提供や相談支援、関係機関と連絡調整を実施しています。

[主な課題]

- 母性保護に関する正しい知識の普及や妊娠から出産、子育てまで切れ目のない母子保健の推進は、継続的に必要な取組です。
- 女性の人権を尊重し、結婚や出産など自身の意思に基づいて選択できる考え方について、より一層の周知、浸透を図ることが必要です。

[具体的な取組]

取組名	取組内容	担当課
母子保健の充実 (131・132・135・ 136・137)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「みとよ すくすく子育てサポートプラン」に基づき、妊娠から出産、子育てまで切れ目のない支援に取り組めます。 ○ 母子手帳発行時に、全ての妊婦に保健指導を行うとともに、必要に応じて支援プランを作成し、医療機関等と連携し、支援体制の充実に努めます。 ○ 乳幼児全戸訪問時に全産婦に受胎調節についての説明を行い、女性の主体的な避妊や性感染症予防に関する正しい知識の啓発を推進します。 ○ 市の広報紙やホームページを活用して、不妊治療に関する事業や相談機関を周知します。 	子育て支援課

以降の章立て案

(項目名等は変更になる場合があります)

第5章 プランの推進にあたって

【1】市内の推進体制

【2】プランの周知と市民意見の適切な反映

資料編

【1】男女共同参画を取り巻く三豊市の現状データ

【2】関連資料

- ・ プランの策定経過
- ・ 三豊市男女共同参画社会づくり推進協議会委員名簿
- ・ 三豊市男女共同参画推進条例
- ・ 三豊市人権尊重のまちづくり条例
- ・ 男女共同参画社会基本法
- ・ 女性活躍推進法
- ・ DV防止法・・・などを掲載予定